

(最低賃金の効力)

第五条 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

2 最低賃金の適用を受ける労働者と使用者との間の労働契約で最低賃金額に達しない賃金を定めるものは、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、最低賃金と同様の定をしたものとみなす。

3 次に掲げる賃金は、前二項に規定する賃金に算入しない。
一 一月をこえない期間ごとに支払われる賃金以外の賃金で労働省令で定めるもの

二 通常の労働時間又は労働日の賃金以外の賃金で労働省令で定めるもの

三 当該最低賃金において算入しないことを定める賃金

4 第一項及び第二項の規定は、労働者がその都合により所定労働時間若しくは所定労働日の労働をしなかつた場合又は使用者が正当な理由により労働者に所定労働時間若しくは所定労働日の労働をさせなかつた場合において、労働しなかつた時間又は日に対応する限度で賃金を支払わないことを妨げるものではない。

(現物給与等の評価)

第六条 賃金が通貨以外のもので支払われる場合又は使用者が労働者に提供した食事その他のものの代金を賃金から控除する場合においては、最低賃金の適用について、これらのものは、適正に評価されなければならない。

第七条 労働者が二以上の最低賃金の適用を受ける場合は、これらにおいて定める最低賃金額のうち最高のものにより第五条の規定を適用する。

(最低賃金の適用除外)

第八条 次に掲げる労働者については、当該最低賃金に別段の定めがある場合を除き、労働省令で定めるところにより、使用者が都道府県労働基準局長の許可を受けたときは、第五条の規定は、適用しない。

一 精神又は身体障害により著しく労働能力の低い者

二 試用期間中の者

三 職業訓練法(昭和三十三年法律第三十三号)第十五条第一項又は第十六条第一項の認定を受けて行われる職業訓練を受ける者

四 所定労働時間の特に短い者、軽易な業務に従事する者その他の労働省令で定める者

(業者間協定に基づく最低賃金)

第九条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、賃金の最低額に関する業者間協定(使用者又は使用者の団体の間における協定をいう。以下同じ)が締結された場合において、その当事者の全部の合意による申請があつたときは、当該業者間協定における賃金の最低額に關する定に基き、その申請の際の当事者である使用者(当事者である使用者の団体の構成員である使用者を含む)及びその使用する労働者に適用する最低賃金の決定をすることが出来る。

(労働協約に基づく地域的最低賃金)

第十条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、一定の地域内の事業場で使用される同種の労働者及びこれを使用する使用者の全部に適用する最低賃金の決定をすることが出来る。

2 前項の規定による最低賃金は、同項の申請があつた後に当該業者間協定に参加した使用者(参加した使用者の団体の構成員である使用者を含む)及び当該業者間協定の当事者である使用者の団体に加入した使用者並びにこれらの者の使用する労働者についても適用があるものとする。

(業者間協定に基づく地域的最低賃金)

第十一条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、一定の地域内の事業場で使用される同種の労働者及びこれを使用する使用者の大部分が前条第一項の規定による一の最低賃金の適用を受ける場合又は同項の規定による二以上の最低賃金で最低賃金額について実質的に内容を同じくするもののいずれかの適用を受ける場合において、これらの最低賃金の適用を受ける使用者の大部分の者の合意による申請があつたときは、これらの最低賃金に基き、その一定の地域内の事業場で使用される同種の労働者及びこれを使用する使用者の全部に適用する最低賃金の決定をすることが出来る。

(異議の申出)

第十二条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第十条又は前条の申請があつたときは、労働省令で定めるところにより、その申請の要旨を公示しなければならない。

2 第十条又は前条に規定する同種の労働者を使用する使用者で申請に係る最低賃金又は労働協約の適用を受けていないものは、前項の規定による公示があつた日から三十日以内に、労働大臣又は都道府県労働基準局長に、異議を申し出ることが出来る。

3 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、前項の規定による申出があつたときは、その申出について、中央最低賃金審議会又は地方最低賃金審議会(以下「最低賃金審議会」という)に意見を求めなければならない。

4 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第一項の規定による公示の日から三十日を経過するまでは、第十条又は前条の決定をすることが出来ない。第二項の規定による申出があつた場合において、

前項の規定による最低賃金審議会の意見が提出されるまでも、同様とする。

5 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第十条又は前条の決定をする場合において、第二項の規定による申出があつたときは、第三項の規定による最低賃金審議会の意見に基き、当該最低賃金において、一定の範囲の事業について、その適用を一定の期間を限つて猶予し、又は最低金額について別段の定をすることが出来る。

(最低賃金の改正等)

第十三条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第九条第一項、第十条又は第十一条の規定による最低賃金について、これらの最低賃金の決定の例により、改正又は廃止の決定をすることが出来る。

2 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第九条第一項、第十条又は第十一条の規定による最低賃金が著しく不適当となつたと認めるときは、その最低賃金の改正又は廃止の決定をすることが出来る。

(業者間協定の締結等の勧告)

第十四条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図るため必要があるとき、使用者又はその団体に對し、賃金の最低額に関する業者間協定の締結又は改正を勧告することが出来る。

(最低賃金審議会への諮問)

第十五条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、第九条第一項、第十条、第十一條若しくは第十三條第一項若しくは第二項の決定又は

前条の勧告については、あらかじめ最低賃金審議会に諮問し、その意見を尊重してこれをしなければならぬ。

(最低賃金審議会の調査審議に基く最低賃金)

第十六条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、一定の事業、職業又は地域について、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認める場合において、第九條第一項、第十條、第十

一条又は第十三條第一項の規定により最低賃金を決定することが困難又は不適当と認めるときは、最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を尊重して、最低賃金の決定をすることができる。

2 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、前項の規定により決定した最低賃金について必要があると認めるときは、同項の規定の例により、その改正又は廃止の決定をすることができる。

(公示及び発効)

第十七条 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、最低賃金に関する決定をしたときは、労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。

2 第十條、第十一條及び前條第一項の規定並びにこれらの規定による最低賃金の改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して三十日を経過した日(公示の日から起算して三十日を経過した日後であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日)から、その他の最低賃金に関する

決定は、同項の規定による公示の日(公示の日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日)から、その効力を生ずる。

(最低賃金の効力の存続)

第十八条 第九條第一項、第十條又は第十一條の規定による最低賃金の基礎となつた業者間協定又は労働協約の変更又は消滅は、当該最低賃金の効力に影響を及ぼすものではない。

(周知義務)

第十九条 最低賃金の適用を受ける使用者は、労働省令で定めるところにより、当該最低賃金の概要を、常時作業場の見易い場所に掲示し、又はその他の方法で、労働者に周知させるための措置をとらなければならない。

第三章 最低賃金

(最低賃金の決定)

第二十條 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、一定の地域内の事業場で使用される同種の労働者及びこれを使用する使用者が第十條、第十一條又は第十六條第一項の規定による最低賃金の適用を受ける場合において、その地域内に営業所を有する委託者で当該使用者と同一又は類似の事業を営むものに係る家内労働者であつて、当該労働者と同一又は類似の業務に従事するものの労働条件の改善を図り、及び当該最低賃金の有効な実施を確保するため必要があると認めるときは、最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を尊重して、当該委託者及び家内労働者

に適用する最低賃金の決定をすることができる。

2 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、必要があると認めるときは、最低賃金において、当該地域内の家内労働者で前項に規定する家内労働者と同種の業務に従事するもの及びこれに対して委託をする委託者で前項に規定する委託者と同種の事業を営むものに、当該最低賃金を適用すべきことの決定をすることができる。

3 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、最低賃金について必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をすることができる。

(公示及び発効)

第二十一條 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、最低賃金に関する決定をしたときは、労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。

2 最低賃金の決定及びその改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して三十日を経過した日(公示の日から起算して三十日を経過した日後であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日)から、最低賃金の廃止の決定は、同項の規定による公示の日から、その効力を生ずる。

(最低賃金額等)

第二十二條 最低賃金は、当該最低賃金との均衡を考慮して定められなければならない。

2 最低賃金額(最低賃金において定める工賃の額をいう。以下同じ)は、家内労働者の製造又は加工

工等に係る物品の一定の単位によつて定めるものとする。

3 最低賃金においては、その適用を受ける家内労働者の範囲及び工賃の支払の期限を定めるものとする。

(最低賃金の効力)

第二十三條 最低賃金の適用を受ける委託者は、当該最低賃金の適用を受ける家内労働者に対して委託する場合は、その家内労働者に対し、最低賃額以上の工賃を支払わなければならない。

2 最低賃金の適用を受ける家内労働者と委託者との間の委託の契約で最低賃額に達しない工賃を定めるものは、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、最低賃金と同様の定をしたものとみなす。

3 第六條の規定は、最低賃金の適用について準用する。

(最低賃金等の明示)

第二十四條 最低賃金の適用を受ける委託者は、当該最低賃金の適用を受ける家内労働者に委託をするときは、工賃の額及び工賃の支払の期限を定め、当該最低賃額及び当該最低賃金において定める支払の期限とともにこれを明示しなければならない。

(帳簿の備付)

第二十五條 最低賃金の適用を受ける委託者は、労働省令が定めるところにより、当該最低賃金の適用を受ける家内労働者で委託に係るものに關し、その氏名、工賃の額その他の事項を記入した帳簿を営業所に備え付けて置かなければならぬ。

第四章 最低賃金審議会

(設置)

第二十六條 労働省に中央最低賃金審議会を、都道府県労働基準局に地方最低賃金審議会を置く。

(権限)

第二十七條 最低賃金審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項をつかさどるほか、労働大臣又は都道府県労働基準局長の諮問に應じ、最低賃金又は最低賃金に関する重要事項を調査審議し、及びこれらに關し必要と認める事項を労働大臣又は都道府県労働基準局長に建議することができる。

(組織)

第二十八條 最低賃金審議会は、政令で定めるところにより、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

2 最低賃金審議会には、委員のほか、特別委員を置くことができる。

3 特別委員は、議決に加わることができる。

(委員及び特別委員)

第二十九條 委員は、政令で定めるところにより、労働大臣又は都道府県労働基準局長が任命する。

2 委員の任期は、一年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまでその職務を行うものとする。

4 特別委員は、関係行政機関の職

員のうちから、労働大臣又は都道府県労働基準局長が任命する。

5 委員及び特別委員は、非常勤とする。

(会長)

第三十条 最低賃金審議会に会長を置く。

2 会長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ第二項の規定の例により選挙された者が会長の職務を代理する。

(専門部会)

第三十一条 最低賃金審議会に、必要に応じ、一定の事業又は職業について専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

2 最低賃金審議会は、第十六条第一項の規定による最低賃金の決定若しくは最低賃金の決定又はこれらの改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。

3 専門部会は、政令で定めるところにより、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

4 最低賃金に關して置かれる専門部会は、前項に規定する委員のほか、関係家内労働者を代表する委員、関係委託者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

5 第二十八条第二項及び第三項、第二十九条第一項、第四項及び第

五項並びに前条の規定は、専門部会について準用する。

(政令への委任)

第三十二条 この法律に規定するもののほか、最低賃金審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

第五章 雑則

(援助)

第三十三条 政府は、使用者、労働者、委託者及び家内労働者に対し、関係資料の提供その他最低賃金制度の円滑な実施に必要な援助に努めなければならない。

(調査)

第三十四条 労働大臣は、賃金、工賃その他労働者又は家内労働者の実情について必要な調査を行い、最低賃金制度が円滑に実施されるように努めなければならない。

(報告)

第三十五条 労働大臣及び都道府県労働基準局長は、この法律の目的を達成するため必要な限度において、労働省令で定めるところにより、使用者、労働者、委託者又は家内労働者に対し、賃金又は工賃に關する事項の報告をさせることができる。

(職権等)

第三十六条 第九条第一項、第十条、第十一条、第十三条、第十四条、第十六条及び第二十条に規定する労働基準監督官は、その身分を示す証書を携帯し、関係者に提示しなければならぬ。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十九条 労働基準監督官は、この法律の規定に違反する罪について

り指定するものについては、労働大臣が行い、一の都道府県労働基準局長の管轄区域内のみに係る事業(労働大臣の職権に属する事業を除く。)については、当該都道府県労働基準局長が行う。

2 労働大臣は、都道府県労働基準局長が決定した最低賃金又は最低工賃が著しく不適当となつたと認めるときは、その改正又は廃止の決定をなすべきことを都道府県労働基準局長に命ずることができ

3 第十五条の規定は、労働大臣が前項の規定による命令をしようとする場合について準用する。

(労働基準監督署長及び労働基準監督官)

第三十七条 労働基準監督署長及び労働基準監督官は、労働省令で定めるところにより、この法律の施行に關する事務をつかさどる。

(労働基準監督官の権限)

第三十八条 労働基準監督官は、この法律の目的を達成するため必要な限度において、使用者又は委託者の事業場又は営業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問をすることができる。

2 前項の規定により立入検査をする労働基準監督官は、その身分を示す証書を携帯し、関係者に提示しなければならぬ。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十九条 労働基準監督官は、この法律の規定に違反する罪について

て、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)の規定による司法警察員の職務を行う。

(船員に關する特例)

第四十条 船員法(昭和二十二年法律第百号)の適用を受ける船員(以下「船員」という。)に關しては、この法律に規定する労働大臣、都道府県労働基準局長又は労働基準監督官の権限に屬する事項は、運輸大臣、海運局長又は船員労働官が行うものとし、この法律中「労働省令」とあるのは「運輸省令」と、「都道府県労働基準局長の管轄区域」とあるのは「海運局の管轄区域」と読み替へるものとする。

第四十一条 船員に關しては、この法律に規定する最低賃金審議会の権限に屬する事項は、船員中央労働委員会又は船員地方労働委員会(以下「船員労働委員会」という。)が行う。

2 船員労働委員会には、前項の規定によりその権限に屬せられた事項を調査審議させるため、委員のほか、特別委員を置くことができる。

3 特別委員は、関係行政機関の職員のうちから、運輸大臣が任命する。

4 第二十八条第三項及び第二十九条第五項の規定は、第二項の特別委員について準用する。

第四十二条 船員労働委員会に、必要に応じ、一定の事業又は職業について専門の事項を調査審議させるため、最低賃金専門部会を置くことができる。

2 船員労働委員会は、第十六条第

一項の規定による最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、最低賃金専門部会を置かなければならない。

3 最低賃金専門部会の委員は、政令で定めるところにより、運輸大臣が任命する。

4 最低賃金専門部会には、委員のほか、特別委員を置くことができる。

5 第二十八条第三項、第二十九条第五項及び前条第三項の規定は前項の特別委員について、第三十一条第三項の規定は最低賃金専門部会について、準用する。

(省令への委任)

第四十三条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、労働省令で定める。

第六章 罰則

第四十四条 第五條第一項又は第二十三條第一項の規定に違反した者は、一萬元以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号の一に該當する者は、五千円以下の罰金に処する。

一 第十九條、第二十四條又は第二十五條の規定に違反した者

二 第三十五條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第三十八條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して虚偽の陳述をした者

第四十六条 前二條の違反行為をした者が、法人又は人のために行為

した法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者であるときは、その法人又は人に對しても各本条の刑を科する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律の施行期日は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において、各規定につき、政令で定める。

(労働基準法の一部改正)

第二条 労働基準法の一部を次のように改正する。

第二十八条を次のように改める。

(最低賃金)

第二十八条 賃金の最低基準に關しては、最低賃金法(昭和二年法律第 号)の定めるところによる。

第二十九条から第三十一条までを次のように改める。

第二十九条から第三十一条まで

削除

第百零一条第一項中「中央賃金審議会」を削り、同条第三項中「労働基準審議会及び地方賃金審議会」を「及び労働基準審議会」に改める。

第百零四条及び第百零九条第一号中「第三十一条」を削る。

(国会職員法の一部改正)

第三条 国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項中「及び労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)」を「労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)」に改める。

十二年法律第四十九号)及び最低賃金法(昭和 年法律第 号)に改める。

(船員法の一部改正)

第四条 船員法の一部を次のように改正する。

第五十九条を次のように改める。

(最低報酬)

第五十九条 給料その他の報酬の最低基準に關しては、最低賃金法(昭和 年法律第 号)の定めるところによる。

第七十一条第一号中「船員労働委員会」を「労働組合法による労働委員会(以下船員労働委員会という。)」に改める。

第百零六条第二項中「第五十九條第二項」及び「第五十九條第二項の場合には同條の規定による報酬の最低額と契約で定められた報酬の額との差額」を削る。

第百三十条中「第五十九條第二項」を削る。

(国家公務員法の一部改正)
第五条 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

附則第十六条中「及び船員法(昭和二十二年法律第百号)」を「船員法(昭和二十二年法律第百号)及び最低賃金法(昭和 年法律第 号)」に改める。

(運輸省設置法の一部改正)
第六条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項第二十三号を次のように改める。

二十三 船員の最低賃金並びにその改正及び廃止の決定をすること。

第二十五条第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 船員の最低賃金に關すること。

第四十条第一項第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 船員の最低賃金に關すること。

第五十七条を次のように改める。

(船員労働委員会)

第五十七条 船員労働委員会の組織、所掌事務及び権限は、労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)、船員法、労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)及び最低賃金法(昭和 年法律第 号)並びにこれらに基く命令の定めるところによる。

(労働省設置法の一部改正)
第七條 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四條第二十一号を次のように改める。

第二十一 削除
第四條第三十二号の五の次に次の二号を加える。

三十二の六 最低賃金法(昭和 年法律第 号)に

基いて、最低賃金並びにその改正及び廃止の決定をすること。

三十二の七 最低賃金法に基いて、最低工賃並びにその改正及び廃止の決定をすること。

第八條第一項第六号の四の次に次の一号を加える。

六の五 最低賃金及び最低工賃に關すること。

第八條第一項第十一号中「及び

第十三條第一項の表中

金に關する事項を調査審議し

重要事項を調査審議し

審議すること

金及び最低賃金に關する事項を調査審議し

第十五條第一項中「及びけい肺及び外傷性せき腫障害の療養等に関する臨時措置法(これに基く命令を含む)」を「けい肺及び外傷性せき腫障害の療養等に関する臨時措置法(これに基く命令を含む)」及び最低賃金法(これに基く命令を含む)」に改める。

第十六條第一項の表を次のように改める。

地方労働基準審議会
都道府県労働基準局長の諮問に應じ、労働基準法の施行及び改正に關する事項を審議すること。

地方最低賃金審議会
都道府県労働基準局長の諮問に應じ、最低賃金及び最低工賃に關する事項を調査審議すること。

第十七條第一項中「及びけい肺及び外傷性せき腫障害の療養等に関する臨時措置法(これに基く命令を含む)」を「けい肺及び外傷性せき腫障害の療養等に関する臨時措置法(これに基く命令を含む)及び最低賃金法(これに基く命令を含む)」に改める。

(労働組合法の一部改正)

けい肺及び外傷性せき腫障害の療養等に関する臨時措置法を「けい肺及び外傷性せき腫障害の療養等に関する臨時措置法及び最低賃金法」に改める。

労働大臣の求に應じ、最低賃金に關する事項を調査審議すること。

けい肺に關する重要事項を調査

労働大臣の諮問に應じ、最低賃

工賃に關する事項を調査審議す

労働組合法の一部改正

第八條 労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)の一部を次のように改正する。

第十八條に次の一項を加える。

4 第一項の申立に係る労働協約が最低賃金法(昭和 年法律第 号)第十一條に規定する労働協約に該當するものであると認めるときは、労働大臣又は

都道府県知事は、同項の決定をするについては、賃金に関する部分については、賃金に關する部分に關し、あらかじめ、中央最低賃金審議会又は都道府県労働基準局長の意見を聞かなければならない。この場合において、都道府県労働基準局長が意見を提出するについては、あらかじめ、地方最低賃金審議会の意見を聞かなければならない。

第十九条第二十二項中「この法律」の下に「第十八条第四項の規定を除く。」を加える。

(地方公務員法の一部改正)

第九条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第五十八條第一項中「及び労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)」を「労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)及び最低賃金法(昭和 年法律第 号)」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第十条 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第八八條中「及び船員法」を「船員法」に、「並びにこれらに基く命令」を「及び最低賃金法(昭和 年法律第 号)並びにこれらに基く命令」に改める。

理由

低賃金の労働者について、事業若しくは職業の種類又は地域に應じ、適正な賃金の最低額を保障することにより、その労働条件の改善を図り、もつて労働者の生活の安定、労働力の質的向上、事業の公正な競争の確保その他国民経済の健全な発展に資するため、最低賃金に關し、その決定の方法、効力、最低賃金審議会の組織及び運営その他必要な事項を定めるとともに、最低賃金の実施に關連して家内労働者に工資の最低額を保障することにより、その労働条件の改善等を図るため、最低工資に關し、所要の事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

労働力の質的向上、事業の公正な競争の確保その他国民経済の健全な発展に資するため、最低賃金に關し、その決定の方法、効力、最低賃金審議会の組織及び運営その他必要な事項を定めるとともに、最低賃金の実施に關連して家内労働者に工資の最低額を保障することにより、その労働条件の改善等を図るため、最低工資に關し、所要の事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○倉石国務大臣 ただいま議題となりました最低賃金法案につきまして、その提案理由及び概略を御説明いたします。

終戦以来わが国における労働法制は労働組合法、労働関係調整法、労働基準法など急速に整備されたものでありますが、これらの法制により近代的労使関係が確立され、また産業の合理化を促進し、わが国の経済復興に寄与するところ少なくなつたことは、否定し得ない事実であります。

労働基準法は、労働条件の最低基準について詳細な規定を設けているのでありますが、同法に定める最低賃金に關する規定は、今日まで具体的に発動されなかつたのであります。これが理由について考えてみますと、まず、戦後の経済の混乱が最低賃金制の実施基盤をつかへなかつたことが指摘されるのであります。さらに基本的に中小企業、零細企業の数多存在するわが国経済の複雑な構成のもとにあっては、労働基準法に規定する最低賃金制のみによつては、その円滑な実施を

期し得ないものが存したからにほかならないからであります。昭和二十五年、労働基準法に基いて設置された中央賃金審議会は、絹人絹織物製造業等四業種に対する最低賃金の実施について、昭和二十九年に政府に答申を行つたのであります。これが実現を見るに至らなかつたゆへにも、当時の経済情勢とともに、わが国経済における中小企業の特異性に存したと言へるのであります。しかしながら、賃金は労働条件のうち最も基本的なものであり、特に賃金の低廉な労働者について今日最低賃金制を実施することは、きわめて有意義であると考えるのであります。最低賃金制の確立は、ただに低賃金労働者の労働条件を改善し、大企業と中小企業との賃金格差の拡大を防止することに役立つのみでなく、さらに労働力の質的向上をはかり、中小企業の公正競争を確保し、輸出産業の国際信用を維持向上させて、国民経済の健全な発展のために寄与するところが大きいのであります。

翻つて世界各國に目を転じますと、十九世紀末以来、今日までに四十数カ国が最低賃金制を実施し、また国際労働機関においてもすでに三十年前に最低賃金に關する条約が採択され、これが批准国も三十七カ国に達していることは御承知の通りであります。経済の復興と労働法制の整備に伴い、わが国の国際的地位は次第に高まり、昭和二十六年には国際労働機関へ復帰し、さらに昭和三十一年には、念願の国際連合への加盟も実現されたのであります。また、それゆゑに世界各國は、わが国経済、特に労働事情に關心を有するに至つてゐるのであります。なかん

ずく諸外國において、特に大きな関心を持つて注目しているのは、わが国の賃金事情であります。過去においてわが国輸出産業がソーシャル・ダンピングの非難をこうむつたのは、わが国労働者の賃金が低位にあると喧伝されたからであります。かかる国際的条件を考えましても、この際最低賃金制を実施することは、きわめて意義があると考えるのであります。しかしながら、諸外國における最低賃金制の実施状況をよく知り得ること、その方式、態様は決して一様のものでなく、それぞれ國の事情に即した方式が採用されてゐるのであります。従ひまして、わが國の最低賃金制もあくまでわが國の事情に即し、産業、企業の特異性を十分考慮したものでなければならぬ。こ

政府といはしましては、最低賃金制の大きな意義にかんがみ、最低賃金制のあり方についてはかねてから検討して参つたのであります。昭和三十三年七月、中央賃金審議会に、わが國の最低賃金制はいかにあるべきかについて諮問したのであります。同審議会は、その後真剣な審議を重ねられ、同年十二月に至り答申を提出されたのであります。その内容については、一部の労働者側委員が賛成できない旨の意見を述べたほかは、他の労、使、公益全委員が賛成されたのであります。さらに答申の提出については、全

員が一致されたのであります。同答申は、その基本的考え方として、産業別、規模別等に経済力や賃金に著しい格差があるわが國経済の事情に即しては、業種、職種、地域別にそれぞれの実態に應じて最低賃金制を実施し、こ

れを漸次拡大していくことが適當な方策であると述べてゐるのであります。今日においても、最低賃金制の実施は中小企業の実情にかんがみ、時期尚早であるとの論も一部にはあるのであります。が、現実には即した方法によつてこれを実施するならば、中小企業に摩擦と混乱を生ずるようなことはなく、その実効を期し得られるものであり、むしろ中小企業経営の近代化、合理化等わが國経済の健全な発展に寄与するものと考えるのであります。

以上の見地から、政府といはしましては、中央賃金審議会の答申を全面的に尊重して最低賃金法案を作成し、第二十八回国会及び第三十回国会に提出いたしましたのであります。両国会とも、衆議院においては政府原案通り可決されたのであります。が、参議院においては審議未了となりましたので、ここに重ねて、同内容の法案を提出いたしました次第であります。

次にその主要点について御説明いたします。その第一は、最低賃金の決定は、業種、職種または地域別にその実態に即して行うということです。最低賃金制の基本的なあり方について、全産業一律方式をとるべきであるとの意見があります。しかしながら、わが國においては、産業別、規模別等によつて経済力が相当異なり、また賃金にも著しい格差が存在しているのであります。かかる現状において全産業全国一律の最低賃金制を実施することは、ある産業、ある規模にとつては高きに失し、他の産業、規模にとつては低きに失し、これがため一般経済に混乱と摩擦を生じ、本制度の実効を期し得ないおそれがあると考え

のであります。ここに対象となる中小企業の実態を最も適切に考慮して最低賃金を決定し得ること、業種、職種、地域別に最低賃金を決定し、漸次これを拡大していくことといった理由が存するのであります。

第二は、最低賃金の決定について、当事者の意思をできる限り尊重し、もって本制度の円滑なる実施をはかるため、次の四つの最低賃金決定方式を採用していることであります。すなわちその第一は、業者間協定に基き、当事者の申請により最低賃金を決定する方式であり、第二は、業者間協定による最低賃金を、一定の地域における同種労働全部に適用される最低賃金として決定する方式であり、第三は、最低賃金に関する労働協約がある場合、その最低賃金を一定の地域における同種労働全部に適用されるものとして決定する方式であります。これら三つの方式のいずれの場合も、政府は、中央、地方に設けられる労働公益各同数の委員よりなる最低賃金審議会の意見を聞いて最低賃金を決定することとしたしております。第四は、以上一ないし三の方式によることが困難または不適当である場合に、行政官庁が最低賃金審議会の調査審議を求めて、その意見を尊重して最低賃金を決定する方式であります。以上のごとく四つの決定方式を採用し、それぞれの業種、職種、地域の実情に即して最低賃金制を実施することとし、もって本制度の円滑にして有効な実施を期した次第であります。

第三は、決定された最低賃金の有効な実施を確保するため必要な限度において、関連家内労働について最低工資

を定めることができることとしたこととあります。わが国の中小企業は零細規模のものが多く、その経営は下請的、家内労働的な性格を有するものが多いためです。しかも、わが国においてはこれら中小企業と併存する関連家内労働者が多数存在し、これら家内労働者の労働条件には劣悪なものが少なくないのであります。しかし一般の雇用労働者に最低賃金が適用され、これと関連する家内労働を行う家内労働者の工資が何ら規制されない場合には、家内労働との関係において最低賃金の有効な実施を確保し得ない事態を生ずるおそれがあるのであります。もとより、家内労働については改善すべき幾多の問題がありますが、政府は家内労働に関する総合的立法のため調査準備を行うとともに、さしあたり本法案中に必要な限度において最低工資に関する規定を設け、最低賃金制の有効な実施を確保すると同時に、家内労働者の労働条件の改善に資することとした次第であります。

以上が本法案の主要点であります。が、本法の適用範囲は、原則として労働基準法及び船員法の適用あるもの全部とし、これが施行に関する主務大臣は、労働基準法適用関係については労働大臣とし、船員法適用関係については運輸大臣としております。その他最低賃金審議会の設置運営に関する事項、業者間協定締結等に対する援助、勧告及び違反の防止等に関する所要の規定を設けるほか、関係法令に関する整備を行い、もって最低賃金制の円滑なる実施を期してあります。

最低賃金制を法制化することは、わが国労働法制上まさに画期的なことと

あり、かつその意義もきわめて大きいと信ずるのであります。しかしながら、何分にも最低賃金制はわが国においては初めての制度であります。いかにもわが国の実情に即した最低賃金制でありまして、これを円滑有効に実施するためには中小企業の経営基盤の育成をはかることが必要であることは申すまでもないことでありまして、政府といたしましては、最低賃金制の実施状況等を勘案しつつ、中小企業対策等について今後とも十分配慮を行なうて参りたい所存であります。

また、いかに大きな意義を有する最低賃金制が実施されたとしても、本法制定の趣旨が十分認識されず、本制度が誤まって運用される場合には、労働関係の安定が阻害されるのみならず、社会経済の混乱を招くことになるのであります。政府といたしましては、本制度に対する労働者の深い理解と絶大な協力を期待するとともに、広く国民一般の支援を求め、これが円滑なる運営をはかりたいと存じている次第であります。

以上最低賃金法案の提案理由及び概要でございます。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛同賜わらんことをお願いいたします。

○園田委員長 次に、多賀谷眞稔君。

最低賃金法案（勝間田清一君外十六名提出、衆法第一一〇号）
最低賃金法

（この法律の目的）

第一条 この法律は、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第二十八条第二項の規定に基き、労働者の最低賃金額その他の最低賃金に関する事項を定めることを目的とする。

（最低賃金額の決定の基準）
第二条 最低賃金額は、生計費、一般賃金水準その他の事情を考慮して、定めるべきものとする。

（最低賃金額）
第三条 最低賃金額は、基本たる賃金（職務、能力、経験等を基準として定められる賃金であつて、政令で定めるものをいう。以下同じ。）が月、週、日又は時間によつて定められてゐる労働者について、満十八歳以上の者にあつては、当該基本たる賃金の基礎となつた期間の区別に応じ次の表のとおりとし、満十五歳以上満十八歳未満の者にあつては、政令の定めるところによる。

一箇月	一週	一日	一時間
一箇月	一週	一日	一時間
八〇〇円	二、五〇〇円	三三〇円	四四円

2 前項の規定にかかわらず、労働基準法第四十条の規定によつて同法第三十二条の労働時間に関する規定について別段の定めなされた同法第四十条第一項の事業に使用されてゐる労働者の最低賃金額については、前項に規定する金額を下らない金額で、労働省令で別段の定をすることができる。

3 第一項の規定にかかわらず、職業訓練法（昭和三十三年法律第三十三号）第十五条第一項又は第十六条第一項の認定を受けて行われる職業訓練を受ける労働者の最低賃金額については、当該職業訓練に必要の限度で、労働省令で別段の定めをなすことができる。

（基本たる賃金が特殊な期間を基礎としている場合）
第四条 基本たる賃金がそれぞれ一箇月、一週、一日又は時間をこえる月、週、日又は時間によつて定められてゐる労働者についてのこの法律及び労働基準法の適用については、それぞれ、月、週、日又は時間によつて、当該基本たる賃金額をその基礎となつた期間の月数、週数、日数又は時間数をもつて除して得た金額をもつて、その者の基本たる賃金が定められてゐるものとみなす。

（出来高払制等の場合）
第五条 出来高払制その他の請負制で使用する労働者についてのこの法律及び労働基準法の適用については、その者の基本たる賃金が時間によつて定められてゐるものとみなす。

（除外される賃金等）
第六条 労働基準法第二十八条第一項の規定の適用については、次の各号に掲げるものは、賃金に算入しない。
一 労働基準法第二十四条第二項ただし書に規定する賃金
二 所定労働日以外の日の労働又は所定労働日における所定労働時間をこえる時間の労働に対する賃金及び労働基準法第三十七条第一項に規定する深夜の労働に対する割増賃金

2 基本たる賃金が月、週、日又は時間によつて定められてゐる労働者が、基本たる賃金以外の賃金

(前項各号に掲げる賃金を除く。以下この項において「その他の賃金」という。)の支払を受ける場合において、その他の賃金のうちに基本たる賃金の基礎となつた期間を基礎として定められたものでないものがあるときは、労働基準法第二十八条第一項の規定の適用についてその者の賃金額を算定する

には、労働省令の定めるところにより、当該その他の賃金を基本たる賃金の基礎となつた期間に対する賃金額に改定するものとす

(最低賃金額に関する報告及び報告)

第七号 中央賃金審議会は、毎年、少くとも一回、最低賃金額が適当であるかどうかについて、労働大臣に報告しなければならない。最低賃金額を決定する基準たる諸事情の変化により、その金額を百分の五以上増減する必要があると認めるときは、中央賃金審議会は、その報告にあわせて、適当な勧告をしなければならない。

2 労働大臣は、前項の勧告を受けたときは、必要な措置を講じなければならない。

(省令への委任)

第八号 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、労働省令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。ただし、附則第七項の規定は、公布の日から施行する。

(暫定措置)

2 この法律の施行の日から二年間は、第三条第一項の表は、次の表のとおり読み替へるものとする。

一箇月 一週 一日 一時間
につき につき につき につき
六、〇〇〇円 一、四〇〇円 二、四〇〇円 三、四〇〇円

(労働基準法の一部改正)

3 労働基準法の一部を次のように改正する。

第十三条前段中「この法律」の下に「(最低賃金法昭和 年 法律第 号)を含む。以下この条、第二十九条、第九十七条、第百条、第百条の二、第百五条の二、第百六条第一項、第百十条、第百十二条及び第百十三条において同じ。」を加へる。

第二十七条を次のように改める。

第二十七条 削除

第二十八条を次のように改める。

(最低賃金)

第二十八条 使用者は、最低賃金額に達しない賃金で労働者を使用してはならない。ただし、次の場合においては、この限りでない。

一 精神又は身体障害により著しく労働能力の低下者について、行政官庁の認定を受けた場合

二 労働者の都合により所定労働時間に満たない時間の労働をした場合

三 所定労働時間の特に短い者について、行政官庁の許可を受けた場合

四 労働者が満十五歳に満たない児童である場合

前項の最低賃金に関しては、この法律に定めるもののほか、別に法律で定める。

行政官庁が第一項ただし書第一号に規定する認定をする場合においては、地方賃金審議会の議決を経なければならない。

第二十九条に見出しとして「賃金審議会」を加へ、同条第一項中「最低賃金に関する事項」を「最低賃金に関するこの法律の施行及び改正に関する事項その他の最低賃金に関する事項」に改め、同条第二項中「一定の事業又は職業について」を削る。

第三十条第一項から第四項までを削る。

第三十一条を次のように改める。

(合理的な賃金体系の確立とその公正な運用)

第三十一条 労働関係の当事者は、最低賃金は賃金の最低の基準であることを考慮し、労働者の経験、能力及び職務の内容等に応ずる合理的な賃金体系の確立とその公正な運用に努めなければならない。

第百十四條及び第百十九條第一号中「第三十一条」を「第二十八条第一項」に改める。

第百二十條第一号中「第二十七条」を「第二十六条」に改める。

(従前の行為に対する罰則の適用)

4 前項の規定による労働基準法第二十七条の改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(事前措置)

5 第三条、第六條第二項又は第八條の規定による政令又は労働省令は、労働基準法第二十九条の改正規定及び同法第百十三条の規定の例により、この法律の施行前においても制定することができる。

行政官庁は、労働基準法第二十八条第一項ただし書第一号及び第三項の改正規定並びに同条第一項ただし書第三号の改正規定の例により、この法律の施行前においても同項ただし書第一号又は第三号の改正規定による認定又は許可をすることが出来る。

(国家公務員の給与についての立法措置)

7 労働基準法第二十八条の改正規定及び本則の規定の適用のない国家公務員の給与については、すみやかに、本則の趣旨に適合した立法措置が講ぜられなければならない。

8 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四條第二十一号を次のように改める。

二十一 最低賃金法(昭和 年法律第 号)に基づいて、最低賃金額について別段の規定をすること。

第八條第一項第十一号中「労働基準法」の下に「最低賃金法」を加へる。

第十三條第一項の表の中央賃金審議会の項中「調査審議して意見を提出する」を「調査審議し、及び最低賃金法第七條第一項の規定により報告し、又は勧告する」に改める。

第十六條第一項の表の地方賃金審議会の項中「調査審議して意見を提出する」を「調査審議する」に改める。

理由

労働者の最低賃金を保障することにより、労働者の生活の安定と労働能率の向上を図るとともに産業の平和を維持し、もつて経済の興隆に寄与するために、最低賃金制度を確立する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

家内労働法案

家内労働法

(この法律の目的)

第一条 この法律は、家内労働者の最低労働報酬その他の労働条件の基準に關して必要な事項を規定し、もつて家内労働者の生活の安定と経済秩序の確立に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で委託者とは、次の各号に掲げる者をいう。

一 物品の販売を業とし、又は物品の製造若しくは加工(以下「製造等」という。)の請負を業とする者であつて、販売若しくは製造等の目的である物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又は当該業とする者がその業務のため使用し若しくは消費する物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料の製造等を家内労働者に委託するもの

二 物品の販売を業とし、又は物

審議会の項中「調査審議して意見を提出する」を「調査審議する」に改める。

二 物品の販売を業とし、又は物

品の製造等の請負を業とする者の委任を受けて、その者のために、自己の名で、前号に規定する物品又はその半製品、部品、附属品若しくは原材料（以下「物品等」という。）の製造等を家内労働者に委託することを業とする者

2 この法律で「家内労働者」とは、同居の親族以外の者を使用しないで、委託者から委託を受けて物品等の製造等に従事し、これに對し報酬を支払われる者をいう。

3 この法律で「労働報酬」とは、委託者が家内労働者に対し物品等の製造等を委託した場合に当該物品等の製造等に係る家内労働者の労働の対償として支払うすべてのものをいう。

4 この法律で「その他の報酬」とは、委託者が家内労働者に対し物品等の製造等を委託した場合に当該物品等の製造等に係る家内労働者の給付に對し支払う労働報酬以外の報酬をいう。

(対償の支払)
第三条 委託者は、家内労働者に対し物品等の製造等を委託した場合に、家内労働者の給付に對し、政令の定めるところにより、労働報酬及びその他の報酬に區別して対償を支払わなければならない。

(最低労働報酬額)
第四条 委託者は、家内労働者に対し物品等の製造等を委託しようとする場合には、あらかじめ、都道府県労働基準局長に対し、当該物品等の製造等についての最低労働報酬額を定めるべきことを申請し

なければならない。

2 都道府県労働基準局長は、前項の申請があつた場合には、地方家内労働審議会の議を経て、すみやかに、当該最低労働報酬額を定めなければならない。

3 前項の最低労働報酬額は、当該物品等の一定単位について、最低賃金法（昭和 年法律第 号）第三条第一項に規定する基本たる賃金が時間によつて定められてゐる満十八歳以上の労働者の最低賃金額に、当該物品等の一定単位の製造等に要する標準所要時間を乗じて得た額とする。

4 前項の標準所要時間は、満十八歳以上の労働者であつて当該物品等の製造等と同一又は類似の物品等の製造等に従事した期間が比較的短い者が、当該同一又は類似の物品等の一定単位の製造等に要する平均時間を基準として定められなければならない。

5 第一項の規定は、委託しようとする物品等の製造等が、当該委託者が同項の規定によりすてにした申請に係る物品等の製造等と同一のものである場合には、適用しない。ただし、政令で定める特別の事由がある場合には、この限りでない。

6 前項本文の場合には、すてにした申請に係る物品等の製造等についての最低労働報酬額をもつて、当該委託しようとする物品等の製造等についての最低労働報酬額とする。

7 第一項の規定は、同項の申請に係る最低労働報酬額が定められる

以前に、委託者が家内労働者に対し当該申請に係る物品等の製造等を委託することを妨げるものではない。

(労働報酬額)
第五条 委託者が家内労働者に対し支払う労働報酬額は、前条の規定により定められた最低労働報酬額に満たないものであつてはならない。

(書面の作成、保存及び交付)
第六条 委託者は、家内労働者に対し物品等の製造等を委託した場合に、労働省令の定めるところにより、直ちに、家内労働者の給付、労働報酬及びその他の報酬、最低労働報酬額その他の事項について記載した書面を二通作成し、そのうち一通は三年間保存し、他の一通は家内労働者に交付しなければならない。

(労働基準法の準用)
第七条 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第一条から第四条まで及び第十三条の規定は、家内労働者の労働条件について準用する。

(報告、検査等)
第八条 行政官庁は、この法律の施行のため必要があるときは、委託者若しくは家内労働者に対し報告若しくは書類の提出を求め、又は当該職員に、委託者の営業所その他必要な場所に立ち入り、関係者に質問させ、若しくは書類を検査させることができる。

2 前項の場合において、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があつた

ときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(家内労働審議会)
第九条 最低労働報酬額その他の家内労働者の労働条件に関する事項を審議させるため、労働省に中央家内労働審議会を、都道府県労働基準局に地方家内労働審議会を置く。

2 家内労働審議会の委員は、家内労働者を代表する者、委託者を代表する者及び公益を代表する者について、行政官庁が各々同数を委嘱する。ただし、家内労働者を代表する者及び委託者を代表する者は、関係者の推薦に基いて委嘱する。

3 家内労働審議会は、必要であると認める場合には、第一項に規定する事項について行政官庁に建議することができる。

4 この法律に定めるもののほか、家内労働審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

(監督組織)
第十条 労働省労働基準局、地方労働局、都道府県労働基準局及び労働基準監督署に家内労働監督官を置く。

2 家内労働監督官は、労働省の職員のうちから労働大臣が命ずる。

第十一条 労働省労働基準局長は労働大臣の、地方労働局長は労働省労働基準局長の、都道府県労働基準局長は労働省労働基準局長又は地方労働局長の、労働基準監督署長は都道府県労働基準局長の指揮

監督を受けて、この法律の施行に關する事項を掌る。

(省令への委任)
第十二条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、労働省令で定める。

(罰則)
第十三条 次の各号の一に該当する者は、六箇月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

一 第三条の規定に違反した者
二 第四条第一項の規定に違反した者
三 第五条の規定に違反した者
四 第七条において準用する労働基準法第三条に違反した者
五 第七条において準用する労働基準法第四条の規定に違反した者

第十四条 次の各号の一に該当する者は、五千元以下の罰金に処する。

一 第六条の規定に違反して書面を作成せず、保存せず、若しくは交付せず、又は虚偽の書面を作成した者
二 第八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、書類の提出をせず、若しくは虚偽の書類を提出し、質問に對して虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の

罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、最低賃金法の施行の日から施行する。ただし、第九条の規定は、この法律の公布の日から施行する。

(暫定措置)

2 この法律の施行の日から二年間は、第四條第三項中「最低賃金法昭和 年法律第 号」第三條第一項に規定する」とあるのは、「最低賃金法(昭和 年法律第 号)附則第二項の規定により読み替えられた場合における」と読み替えるものとする。

(労働省設置法の一部改正)
3 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第三條の各号列記以外の部分中「労働者」の下に「(家内労働者を含む。以下この条、第八條第一項第八号及び第十一号、第九條第五号並びに第十五條第二項第三号において同じ。)」を加える。

第四條第三十二号の五の次に次の二号を加える。

三十二の六 家内労働法(昭和 年法律第 号)に基いて、最低労働報酬額を定めること。

三十二の七 家内労働法の施行に關して、委託者若しくは家内労働者に対し報告若しくは書類の提出を求め、又は関係者に質問し、若しくは書類を検査すること。

第六條第一項第十四号中「給

与」の下に「(家内労働者の報酬を含む。)」を、同項第十五号中「労働者生計費」の下に「(家内労働者生計費を含む。)」を、同項第十八号中「雇用」の下に「(家内労働者の生活及び報酬を含む。)」を加える。

の下に「(家内労働者の報酬を含む。)」を加え、同項第十一号中「及びけい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する臨時措置法」を、「けい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する臨時措置法及び家内労働法」に改める。

第十三條第一項の表中「けい肺審議會」に改める。

「けい肺審議會
中央家内労働
審議會

けい肺に関する重要事項を調査審議す
労働大臣の求めに應じ、最低労働報酬額
労働者の労働条件に関する事項を調査審

ること。
その他の家内労働者
に改める。

第十五號第一項中「及びけい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する臨時措置法(これに基く命令を含む。)」を、「けい肺及び外傷性せき髄障害の療養等に関する臨時措置法(これに基く命令を含む。)」及び家内労働法(これに基く命令を含む。)」に改め、同條第二項第四号中「賃金」の下に「(家内労働者の報酬を含む。)」を加える。

第十六條第一項の表中「地方労働基準審議會」に改める。

「地方労働基準審議會
都道府県労働基準局長の諮問
に關する事項を」を
都道府県労働基準局長の諮問
に關する事項を審議すること。

に應じ、労働基準法の施行及び改正に
應じ、最低労働報酬額その他の家内労働
を調査審議すること。

第十七條第一項中「及びけい肺
及び外傷性せき髄障害の療養等
に關する臨時措置法(これに基く命
令を含む。)」を、「けい肺及び外
傷性せき髄障害の療養等に関する
臨時措置法(これに基く命令を

む。及び家内労働法(これに基く
命令を含む。)」に改める。

4 行政機関職員定員法(昭和二十
四年法律第二百六十六号)の一部を
次のように改正する。

第二條第一項の表の労働省の項
中「本省 二〇、八〇二人」を「本
省 二二、二八四人」に、「計 二
一、〇一五人」を「計 二二、四
九七人」に、合計の項中「六七
四、一四四人」を「六七四、六二
六人」に改める。

理由
家内労働者の生活の安定と経済秩
序の確立に資するため、家内労働者
の最低労働報酬額その他の労働条件
の基準に關して定める必要がある。
これが、この法律案を提出する理由
である。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、
初年度約五百萬圓の見込である。
(平年度約一億八千萬圓)

労働条件における二つの柱となつてお
り、天井と床の關係にありまして、い
かに労働時間の規制が行われても、賃
金について何らかの最低保障がなけれ
ば労働保護立法も、その意義の大半は
失われ、労働者の生活の安定は期し得
られないのであります。ここに労働時
間がそれ以上に上り得ないように天井
を設けたと同様、賃金がそれ以下に低
下しないように床板を設ける必要があ
ると思うのであります。

労働基準法が実施されてすでに久し
く、この法律の眼目たる最低賃金制度
が日の目を見ないことはまことに遺憾
であり、本法案は労働基準法をして保
護立法としての本来の使命を達成せし
めるために、その補完的立法として提
出した次第であります。最低賃金
制は前世紀の末、ニュージーランドに
実施されて以来、先進諸国に行われ、
第二次大戦後の今日においては、イン
ド、ビルマ、フィリピン、アジアの後
進国及び中南米諸国に至るまで、四十
数カ国において実施され、ILOにお
いても一九二八年、第十一回總會にお
いて、最低賃金制度の創設に關する条
約並びに最低賃金決定制度の実施に關
する勧告が採択されているのでありま
す。わが国の労働者の賃金は諸外国に
比べて著しく低く、ことに中小企業の
賃金は、まことに劣悪なのでありま
す。日本の資本主義は農林の貧困と、
中小企業労働者の低賃金を土台として
発達し、現在においても独占資本は、
中小企業を隷屬下に置き、その基礎の
上にそびえ立っているものであり、独占
資本は経営の危険をほとんど下請の中
小資本に転嫁し、中小企業の労働者
は、低賃金と長時間労働に苦しんで

たのであります。しかも最近における神武以来の好景気もこれらの低賃金労働者に潤わず、企業別労働者の賃金格差はますます拡大し、また本工員と同じ作業をせしめながら、きわめて低い賃金で使用する臨時工、社外工という形の労働者を大量に発生せしめ、一たび不況となるや、いち早くこれらの労働者に解雇、賃金引き下げの犠牲がしいられ、社会問題を惹起しつつあるのではありません。さらに、わが国の賃金構造の特質の男女別賃金格差の大きいことをあげることができるのであります。

同一労働、同一賃金の原則は、賃金決定における大憲章であり、労働基準法の制定と同時に、その条章にもうたわれたところであり、婦人労働者は依然として低賃金に抑えられ、工場に長年勤めている婦人労働者が、男子見習工よりも安い賃金をもらっている事実を、幾度も指摘することができるのであります。わが国のこの封建的慣習の賃金構成を打破して、現代的賃金構成になし、婦人の経済的地位の向上をはかることが肝要であります。賃金は労働力の再生産を可能にするものでなくてはなりません。しかるに現在の低賃金階層の人々には、労働力の再生産どころか、自己の労働力を消耗し続けていくような状態であり、

現在生活保護法による保護を行なっているのではありませんが、その被保護世帯の約四割程度が世帯主が就職して働いているのであります。就職して働いているものに生活保護法の保護をしなければならぬという現実、わが国の賃金のいかに低いかを雄弁に物語るものであり、かかる最低生活水準も維持できないような賃金で人を使用すること

は、社会正義上も許されないと認めるのであります。かような人格をも認めない低賃金の労働者に賃金の向上も能率の増進も望み得ず、中小企業もいつまでも劣悪な労働条件に依存し、企業間で互いに価格の引き下げ、コストの引き下げ、賃金の引き下げという形の過当競争を行なっていたのでは、いつかはかえって中小企業崩壊の結果を招来すると思ふのであります。本法案はいずれの企業にも賃金の最低線を画することによって、過度の不当競争をなくし、さきに国会で通過した中小企業団体の組織に関する法律、またわが党が提出しております中小企業の産業分野の確保に関する法律案、商業調整法案、中小企業官公需の確保に関する法律案、その他税制、金融等の改正案とともに中小企業の製品の高度化と生産の推進をはかり、わが国の後進的産業構造の近代化を行わんとするものである。他方、対外的見地よりしても、本法案は必要欠くべからざるものであります。戦前においては、わが国の輸出品、ことに繊維製品に対してはソーシャル・ダンピングの非難があり、戦後においても依然として、その復活の危機が拭ききれません。ガット加入に際して、イギリスを初め多くの国が第三十五条を援用し、またアメリカにおいての綿製品、洋食器その他輸入禁止並びに制限が問題になったことは、御承知の通りであります。本法案は、わが国製品に対する諸外国のソーシャル・ダンピングのおそれを解消し、わが国の貿易の正常な発展に寄与せんとするものであります。さらに本法案は完全雇用への道に通ずるものであります。わが国の雇用問題は完全失

業者の問題ではなく、むしろ一千万と数えられている見えざる失業、半失業、失業という名で呼ばれている不完全就労者の問題であります。完全雇用とは単に量の問題だけでなく、質の問題であり、単に職につけばよいというのではなく、少くとも職についた以上は労働力を償う賃金が支払われなければならない、雇用の質的転換をはからなければならぬのであります。また雇用の質の向上がなされるならば、家計補助のために労働市場に現われていた多くの者が姿を消し、労働力化率が健全化し、雇用事情が改善されると考えられるのであります。最低賃金の設定は労働時間の短縮、社会保障制度の確立とともに、わが国の非近代的雇用関係を解消し、完全雇用の達成に資するものであります。

以下、内容の概要について述べます。第一に本法案は附則において、労働基準法の最低賃金の条項を一部改正し、その改正した労働基準法の規定に基づいて定められたものであります。そこで本法の適用労働者からは、雇用労働者であり、また、労働基準法の適用を受けない船員労働者、公企業等関係労働者以外の国家公務員は除外し、これらの労働者に対しては別に定めることにいたしましたのであります。

第二に、最低賃金の決定は全産業を通じて全国一律方式を採用したものであります。業種別、職種別、地域別に最低賃金を決定すべきであるという意見もあり、その方式を採用している国々もあり、しかしこの業種別、職種別、地域別を採用した国々の多くは、その国の労働組織が産業別組合であり、職種別組合であります。これら

産業別組合または職種別組合は統一労働協約によって最低賃金を持つており、これらの組合の組織のできない産業、職種の労働者は低賃金で放置され、ここに最低賃金の必要性が唱えられ、かかる方式がとられたのであります。しかるにわが国の労働組織の実態はほとんど企業別組合であり、企業規模の大小によって組織率が変わっているものであります。ゆえに、わが国の賃金分布の状態はあらゆる職種にわたって低賃金労働者を発見することができるのであります。さらに、わが国の賃金構造の賃金格差の著しいことを理由に全国一律方式の困難性を指摘していますが、現に産業別、規模別、地域別賃金格差が大きく、最低賃金を業種別、職種別、地域別に決定しているインドやメキシコにおいてこのような形態が賃金の固定化をもたらし、賃金の引き上げにならないとして再検討され、画一的最低賃金の必要に迫られている事実を見ることができるのであります。さらに各国における最低賃金制度の発展の歴史を見ますと、当初苦行労働分野に限られていたこの制度が漸次全国的な産業的規模に拡大し、一般的低賃金の防止へと発展し、質的変化を遂げつつあることを看過することはできません。以上の事実を総合し、ここに最低賃金は全国一律方式を採用したものであります。

第三に、最低賃金の額は十八才以上一カ月八千円といたしましたのであります。十五才以上十七才未満の者につきましては別に政令により決定することとしたのであります。最低賃金額決定の基準は、各国において種々であり、すが、われわれは主として厚生省社会

局委託による労働科学研究の最低生活費の研究の結果によったのであります。これによれば昭和二十七年八月一十月間の調査で、住生活及び公租公課、社会保険料を除いて、家族と共同生活をしていく軽作業従事の成年男子の労働力の再生産に必要な最低限度の消費単位が七千円であり、さらにこれに独身者たる条件を加え、さらにその後のCPIの上昇率、地域差等により修正し、八千円といたしましたのであります。しかしながらこの画期的法律を実施するに当り、賃金の階層別分布、その他諸般の社会的経済的情勢を勘案し、経過措置として施行後二か年間は六千円を実施することとしたしました。

第四に、右の金額に達しなくとも使用できるものとして、技能者養成者、精神または身体障害により著しく労働能力の低下した者、労働者の都合により所定労働時間に満たない労働をした者、所定労働時間の特に短かい者、十五才に満たない労働者の除外例を設けたのであります。

第五に、中央賃金審議会は物価の変動その他により、その金額を百分の五以上増減する必要があると認めるときは、労働大臣に報告しなければならぬという規定を設け、労働大臣はその報告に基づき、その必要な処置を講じなければならぬといたしましたのであります。

以上が本法案の概要であります。なお本法案の円滑なる運用をはかるため、一か年間の調査期間を設け、実態の把握に努め本法案施行に万遺憾なきを期する所存であります。最後に一言申し上げたいことは、業者

間協定をもって法的最低賃金の決定方式にされている政府案についてであります。業者間協定は業者間の競争を公正にするという意味はありますけれども、生活水準の向上を期するという労働立法としてはどうしても容認できないのであります。政府案はわが国の賃金格差の著しいことを理由に、全国一律方式を排除したが、賃金の不均等があればあるほど業者間協定による最低賃金は、その実情に即するの余り、その職業や地域の低賃金をそのまま制度化したにとどまり、さらに競争関係にある他の職業や地域の賃金をくぎづけにし、または引き下げる武器に使われるおそれなしとしないのであります。また最低賃金に関するILO条約は一九二八年いまだ多くの国において実施を見ていない初期の段階において採択された関係上、その最低賃金の決定の内容については各国の自主性にまかしてあるものであります。それを奇貨として賃金使用者のみで決定さすという全く労働法の原則違反の方式を採用されていることは、ILO条約の精神にもとり、このことはかえって国際社会の信用を失墜する結果になり、依然としてわが国の政府並びに資本家が低賃金と労働強化にその輸出の源泉を求めて業者協定という似て非なる最低賃金制を作ったと非難を受けることは火を見るより明らかであります。かかる点を十分御考慮の上、本法案を御審議し御賛同賜わらんことを望みます。

次に家内労働法案についてその提案理由及び内容の概要について御説明いたします。

わが国の労働基準法は雇用関係にある労働者を対象とするものであります。て、商社、工場または問屋等の業者から委託を受け、その物の製造等を自宅等で行う家内労働者に対しては法の適用がないのであります。わが国の家内労働には陶磁器、漆器の製造業、西陣織を初めとする織物業の伝統的技術による手工業的生産の専業的なものと竹製品、わら工品等の農家の余剰労働力を利用しての副業として発達した副業的なもの、さらに、主として未亡人、半失業者、低賃金労働者の家族等に、よって行われている被服、手袋、造花、玩具等の製造に見られる家計補助としての内職的なものがあり、これらは資本制工場生産の時代になっても社会の最下層労働として沈滞しているものであります。

家内労働者は労働保護法はもとろん、社会保険立法の恩恵の外にあつて、報酬は業者の恣意にまかされ、作業の繁閑、景気の変動の危険も全部負担せしめられていたものであります。その労働報酬の劣悪なることは中小企業の工場労働者のそれに比較しても、なお格段の相異があり、しかも作業環境も衛生上きわめて不良にして、これら健康上必要な最低水準にもはるかに達しない劣悪な労働条件をこのまま放置することは、全く社会的問題であり、これが解決は緊要なりと考え、ここに本法案を提出した次第であります。

諸外国におきましても、このような事情にかんがみ、家内労働者を保護するために、最低賃金法の中で規定し、あるいは単独に家内労働法として制定し、あるいは若干の業種の家内労働の禁止をする等、その労働条件の改善に努めてきているのであります。また、本法案の制定は最低賃金法案との関連において必要性を有するのであります。最低賃金法のみを実施いたしましたら、同法は前述したごとく雇用関係のある労働者を適用の対象とする関係上、一般中小企業の労働者と、家内労働者との労働条件の格差は、ますます拡大され、このことは企業間の競争をきわめて不公正にし、かつ経営者は工場を解体し、機械器具を分散して労働者の自宅に持ち帰らせ、家内労働に逃避する危険なしとせず、最低賃金制度の実効を上げるためにも、企業間の公正競争を期する見地からも、本法案は必要なりと考えるのであります。

本法は、大企業労働者、中小企業労働者、零細企業労働者、家内労働者と並ぶが国の低賃金構造の最底部にあるこれらの労働者の最低労働報酬を保障するものであつて、最低賃金法と相俟つて、わが国労働者の生活水準を引き上げ、労働者の生活の安定と資質の向上をはかり、わが国経済秩序の確立をはからんとするものであります。以下法案の概要について申し上げます。

第一に、家内労働者とは委託を受けて物品等の製造等に従事し、これに対し報酬を支払われるものをいうと規定いたしました。その最低労働報酬額は都道府県労働基準局長が物品ごとに決定することいたしました。

第二に、最低労働報酬額決定の基準は最低賃金法に定める時間労働賃金に当該物品等の製造等に要する標準所要時間を乗じて得た額とすることいたしました。

第三に、労働時間の制限その他作業環境の規制等の問題がありますが、労働の実態から規制することは事実上困難でありますので、これらは今後の研究に待つことにいたしました。

第四に、機構といたしまして最低労働報酬額その他を審議するため、中央家内労働審議会、地方家内労働審議会を設け、監督組織といたしました。家内労働監督官を置くことにいたしましたのであります。

本法の施行は最低賃金法と同じく一カ年後であります。調査の必要上家内労働審議会のみを公布と同時に発足いたしますことにいたしましたのであります。

何とぞ慎重審議の上、本法案に御賛同賜わらんことを望みます。

○田委員 三案についての質疑は後日に譲ることいたします。

○田委員 社会保障制度及び医療に関する件について調査を進めます。まず、昨日の厚生大臣の発言についての質疑を許します。大原宰君。

○大原委員 昨日厚生大臣から東京都内の保険行政全般にわたる汚職問題についての概要のお話がありました。ただ、大臣のお話は表面をきつただけでありまして、ほとんど中心的な問題については触れていない。特に国民健康保険の普及の発足あるいは国民年金の発足、こういう大きな問題をかかえて、私は、この今回起きました保険行政の乱脈をきわめた実態、こういうものを徹底的に真相を明らかにいたしまして、原因を究明すること、が、ほんとうに国民に奉仕する厚生行政を確立する上において大切な問題であると思うのであります。従つて私は、

そういうふうな観点から逐次厚生大臣にこの保険行政の刷新の問題について御質問申し上げたいと思うのであります。昨日の大臣のお話によりますと、林公夫という前の東京都の保険課長、これは御承知のように地方事務官と称する国家公務員でございます。それから、大臣は、昭和二十七年から一つのポストにおつた、こういうふうなお話でございますけれども、私いろいろ調べたところによりますと、昭和二十二年以来同じポストに居すわつておつた、こういうふうには承知いたしております。十年間の長きにわたつて、こういう非常に重要な権限について同じところに居すわつた、こういうふうなことは私は背後においていろいろ問題があると思うのであります。一部では金の力でおつたとか、あるいは政治的な背景でおつたとか、そういうことがあるのでございますけれども、大臣のきのうのお話はそういう点からまず訂正していただいて、そしてどういう理由でそういうふうな一つのポストに十年間もおつたのか、こういう点について一つ大臣の御答弁をいただきたいと思ひます。

○橋本国務大臣 御答弁申し上げます。今回の問題はまことに申しわけのない次第でございます。今後十分注意して参らなければならぬと思うのであります。ただいまお話のございました林公夫の關係でございますが、これは昨日申し上げましたように、保険課長に就任いたしましたのは昭和二十七年の十一月でございます。その前に庶務係長をやつておつたことがあるのであります。保険部というのでございましたときに、保険課長に就任をいた

私はきょうは東京都知事が御出席になつていないから、これはまたあとの問題として、糾明をしたいと思ふのです。都側の発言とは全く違ふことを言つておられる。しかし違ひを言つた点、都知事が業務上のそういうふうな実務上については監督の責任があるのだ、こういうことではあります。それで大体この問題につきましては、各都道府県ともいわけれておるのですが、御承知のように東京都も全面的な皆保険が出てくるが、国民保険課長というのは都の吏員、それから保険課長や船員保険課長は地方事務官と称する国家公務員、保険部長は国家公務員、その上の局長は都の吏員、こういうふうな形になつておる。各都道府県は課長が国家公務員、部長が、民生部長とか、いろいろと名前が違ふところがありますけれども、そうなるおる。なおこれは非常に国民生活に關係の深い問題があるので、いざ實際的には都道府県の知事のいろいろの選挙運動とか、政治的な日常活動の一つの足場でもあるわけです。これは實際上あるわけです。私はこの東京都の行政について、いろいろ問題がここから出てくると思ひますけれども、そういうところがあるわけでありまして、ただいまの大臣の御答弁によりまして、都知事が責任があると言われたのですが、安井都知事は都議会において繰り返して「この点はさらに時間があれば詳細に指摘いたしますが、これはほとんどノータッチなのだ、予算についてもタッチできないし、人事についてももちろんタッチできない、こういうことなんです。私はこの点はどうしても実態に即して、内容について

明確にしていかねばならぬ問題であると思ふのであります。そこで林公夫の行動についてなんですけれども、きのうも厚生大臣が言われたけれども、監督する者と監督される者がなれ合ひだ、たとえば監督なんかにはいたしてはならない監督をやつておる、こういうふうなことが大きな原因だ、こういう意味のことがあつたと思ふのです。これは林公夫といふのが、通常いわれる常識的な言葉で言へば一番の親分であつて、本省の方にも子分がある、あるいは健康保険組合の中にも子分があるといつた格好で、監督であるいは工事の施行、請負、あるいは還元融資、そういう問題等をめぐりまして取柄が行われておるということがいわれておるわけです。これは大臣も一部は肯定されておると思ふのです。厚生省はそういう保険行政の実態についてどう行政上の監督をしておられるのですか、その機構と、その実際の様子をお話し願ひたい。

○橋本國務大臣 これは保険の仕組み自体が、間違ひのないように、非常に監査を厳重にするような形でできておるわけですが、むしろそういうふうな意味合いにおいては、監査の基礎になります資料のとり方でありまして、何かとことうやうなことに、非常に手続が複雑に過ぎるくらいに仕組をとつておるわけでありまして、それに従ひまして間違ひのないようにそれぞれの上司が仕事を監査をいたしますし、中で特殊の監査官がありまして監査をいたしておるわけでありまして、ですからやはり監査の仕組みとしては相当な仕組みができておるわけであり

すが、今回の問題などを見ましても、はなはだけしからぬ話なのであります。が、保険行政といふものが一つの技術的な要素を持つておつて、はたからあまり興味もないし、知識もあまりないといふふうなことで、長くやつておる間に自分の子分を健康保険組合に入れて、そして請求書を偽造させて、監査の際にそれを見のがして吸い上げをやるといふようなこと、これは一つには非常に大きな人事のよどみといふか、同じポストに長くおつてなれ合ひがやりやすいといふ人事のよどみが一つ。もう一つはやはり人事が一つの保険の系統といつたようなワタの中だけで行われておるといふ点に非常に大きな欠陥があると思つておるのでございませう。そういうふうな点を考えて今後善処をいたして参りたいと思ひます。

○大原委員 この点は間違ひないですが、保険局長のところに監査官が四名いるんですね。しかし四名で全国の健康保険組合や各保険行政について監査するといふようなことは非常にむづかしいだろうから、実際上は課長補佐とか本省の係長クラスが同行いたしまして、これが實際上の監査をやつておる、こういうふうにいわれているわけですが、これは事実なんですか。

○大原委員 ちよつと記憶は違ひますが、これは今回の問題に關連してあります。本省の健康保険課の課長補佐の宮沢の前任者でございませう。

○大原委員 ちよつと記憶は違ひますが、これは今回の問題に關連してあります。本省の健康保険課の課長補佐の宮沢の前任者でございませう。

○大原委員 もう一つお尋ねしたいと思ふのは、本省の小沢前保険課長、これは私個人の感情を無視して、これは非常に大きな問題ですから、いわれたいことについて究明したい。小沢前保険課長は、やめることを条件に刑事責任を免れるように措置された、こう

いうふうな保険行政の中ではないわいていふんですが、真相はどうなんですか。

○橋本國務大臣 小沢前保険課長の問題につきましては、参考人としての取調を受けましてから、私の方としてしましてもこの処置について檢察当局等の意見も率直に伺ひまして本人も責任を感じて、前々から辞表を出しておつたのであります。が、辞表を受理するのがよろしかろうといふ意見でございまして、きわめて重要な監督上の責任の問題もございましていたした次第でございませう。

○大原委員 それから課長補佐の是成あるいは宮沢、こういうふうな一連の關係の人々が不起訴になつていふというの、十二月四日付で依願免となつておるのですね。これらは厚生大臣としてはどういふような責任があるとお考えですか。

○橋本國務大臣 当人の取調への内容に關しましては、あまり大きな金額ではないようでありまして、普請の際に何かもらつたとかなんとかいふことは、一、二あるようでございまして、ただこれは檢察庁の調べでも、偶発的にそのときにもらつておるので、あくどい取調の意思というふうなもので收受したものでないといふお認めでございませう。これは多少問題になる金ではあるけれども、不起訴にするということでありました。ただとにかく職務に關して金銭を收受いたしますといふことは、これは直接職務に關してといふことがどれだけ問題になるとかならぬといふことは別にいたしまして、職務上の關係のある相手から金銭を收受す

だけにとどめて、局長、次官、大臣に及ばないというような、そういう責任のとり方が果して一体官庁行政制度のあり方として正しいか正しくないか、私どもはここまでをどうしてもいま一回追及していかねければならないと思いますし、それはやはり責任問題もあるけれども、若干健保の問題にひっからんで不正と思われる、あるいは李下に冠を正さずでありませうけれども、冠を正した程度のやはり疑わしい事項があったから、そのためにやめたというならば、その点も私は明確に言つてもらわねければならないと思います。なお課長輔佐二名に、二何か収賄に近きような行為があつたというような、ぼさぼさとした言い分でありますけれども、その一、二というものの内容はどういうものか、そういうものもやはり明確に私は示していただいて、そういうことがもしあれば、大臣のお言葉では何か関係のあるようなないような、ただ疑わしいようなことがあつたが、やむを得ずして辞職せしめたようなことでありますけれども、そういうようなこともやれば将来全部やめさせるのだというこの警告を発する意味においても、私は明確にそういうことの内容を御説明を願いたいと思ひます。以上二点の問題に対して、御説明をお願いいたします。

○橋本国務大臣　御承知のように檢察の取調べの内容につきましては、関係者の方々の間でも秘密を守っておく建前のものでございますし、私は監督上の必要がございますして、檢察当局、警察当局にも連絡をとつて参りました。が、向うの方からは調書を読ますとかかやんとかいうことでなくて、ある程度

のお話を承わっておりますのであります。非常に重要な問題でありますから、重要な点について私承わっておりますが、私は警察の当局から警察の当局からも、あるいは被疑者としてもあるいは参考人としても、取調べを受けた人とかあるいはその内容等については、十分伺っておりますのであります。まさか警察当局なり警察当局なりが、調べをしながら私に対して何か隠すことも何もないわけでありまして、先ほどお話のありましたような、局長が調べられたんじゃないかというようなお話につきましては、さようなことはないということを私は確信をいたしております次第であります。やめさせました課長補佐二名につきましても、取調べの内容については、監督上必要のある程度ではあります。両方とも何かの機縁に、多分二、三万程度のものであると思ひますけれども、一度向う側から贈られて受け取ったことはあるということでございます。これはその取調を仕組んで、持ちかけてとつたというふうなことではないけれども、とにかくこれはもう取調客疑というものをかけ得る問題であり、そこでこれはよくないということでございます。まして、警察当局の側においても、これぐらゐの問題で起訴はしないけれども、当然やはり進退伺ひを受理してしめるべきものだと思うというふうな御意見でございます。

それからこの小沢保険課長の問題につきましても、これは参考人としての取調べを受けたのでありますが、これまたいま御指摘のございましたように、監督上の責任としてもきわめて重大な点があるわけでございますが、そのほかにも、何でも洋行をいたしたときにせんべつをもらっているというふうな、はつきりした容疑の方も、これは表にあらわに出すのは問題でございますから、向うもそういうたような趣旨でのご意見でしたが、何でもくわすかな洋行のせんべつをもらっているといったような点がございまして、これは問題が非常にはつきりしておるわけでございますが、とにかく金銭の收受といったようなものは、これはたゞいまお話のございましたように、李下に冠を正さずといったような観点からいいたしても、非常に大きな問題だと思ひますので、これにつきましても、これは単なる監督上の責任以外に、やはり本人の仕事の仕方としてもよくないと思ひまして、これも警察当局とも相談の上、進退伺ひの受理をいたしたわけでございます。

〔田中(正)委員長代理退席、委員長着席〕

保険局長に關しましては、保険局長自身も非常に責任を感じておりますが、警察当局、警察当局につきましても、これは非常に大事な問題でありまして、一度済んだと思つたらまたあとで出たということでは大へんでございまして、十分お調べを願つたつもりでございます。もうとにかくこれだけだということでございます。保険局長としては、保険行政の問題につきましては、たとえば林公夫の問題につきましても、あのままだうておいてはいけないというので、人事異動は保険局としても、前々から都へ申し入れておつたそうでございます。とにかく省内外の問題につきましても、保険局長も責任を負うべきであるというのを考へまして、異動をいたした次第でございます。

ただその場合におきましては、自分の非曲があるとか、あるいは李下に冠を正すという程度におきましても何かあるというふうな事実でもございしますれば、これはさらに十分考へて参らなければならぬと思ひますが、当面の問題といたしましては、先般発表いたしました異動をいたした次第でございます。

○大原委員 厚生大臣は、きのうは私生活の面から林公夫についてのそういう疑いが出た、こういうお話です。先ほどの御答弁によりまして、郷里の桑名市から市長選挙に出ることをめぐる、それでやめたというからやめさせた、こういうことなんです。これが出た問題の発端は、やはり私もいろいろ聞いたところでは、郷里の市長選挙で対立候補が三人ぐらゐ同じ保守派の中にいる、そういう中で密告や摘発がなされた、こういうことで初めてこういつた問題が表面化してきたんだ、そういうことなんです。今の厚生大臣の答弁を聞いてみますと、厚生省としては気がついておつたんだがどうにもならなかったんだということを言われておる。これは聞き捨てならぬと思ひます。その点について、厚生大臣からその経過をもう少し明らかにしてもらいたい。

○橋本國務大臣 私の申し上げたことについて特別に解説をお加へになるのは、迷惑なんです。昨日申し上げましたように、この林公夫の問題は、直接厚生省の中ではありませんが、とにかく厚生省の監督下にある公務員の問題で

ございまして、将来の問題として、当面の問題としても、確実な内容についてできるだけ詳しく知らせてもらいたいということを申ししたのであります。警察の当局からは、非常に確実な内容についてまだ正式には聞いておりませんが、今日までわかつていることをお知らせ申し上げたいと思つて申し上げたのであります。その間に、東京都の前保険課長の林公夫の私行上の問題について警察が内偵の結果、汚職の疑いありとしてこううしたんだという話を聞いておるわけでありまして、事実内偵の端緒といった問題について、警視庁の方が、私どもの聞いておる以外にいろいろ種があつたのかなかつたのかという詳しいことを私あま存じておりません。それから林公夫の問題について、厚生省としては前から知つていたというふうにおつしやいしましたが、これはもう申ししたことはございしません。先ほども申しましたように、もし悪いことがありましたならば、これはもうそれこそ処断をしなければならぬ問題でありまして、こういつた悪いことがあるということをつゆいささかも存じませんでしたから、そこでこの六月に退職したいというのに対して依願退職といたしたわけでございます。ただ保険課長になりましてからも、この長い間職に置いておいたということは異例の問題でございまして、林公夫氏につきましても、七年でも十年でも置いておくのが当然だと思つて厚生省が置いておいたのではございせんので、やはりほかの一般のと同じように、林氏に對しましては人事の異動ということは前々から考へておつたわけでございます。

○大原委員 異動について前々から考へておつた、こう言われることは、全然内容を知らないで異動について考へておつたのですか。

○橋本國務大臣 地方の保険に関する管理について、一つのポストに七年とか十年とか置いておくことは普通はないこととございまして、必ず何年かこゝには異動をしておるわけでございます。私も実はあとで、なぜこれだけ置いておいたんだということを尋ねたのでありますが、林公夫についてもやはりしつぱり異動は問題にして、異動させたいと思つて都の方へ申し入れをしたけれども、都の方で御納得を得られないままに、この六月退職したんだというのを私聞いておるのであります。

○大原委員 林公夫はずっと前から、保険行政の中では林天龜といわれておつたのです。そういうことをいわれておつたということは厚生省の皆さんも知つておつたはずなんです。ちゃんと人事の任免権を持ち、監査をする責任、監督する責任がある当面業務の上において第一次的には都知事にあるかもしれないと言えない。従つてそういう問題について今日まで全然、こういう大事件があるのに知らないという一千万の単位をこえるといわれておるのに、そういう大事件を知らない、こんな者に保険行政をまかせることはできませんよ。どういふ保険行政にしろ、年金行政にしろ、非常に大きな金を扱っている。還元融資その他いろいろ問題がある。こういう問題について、大臣は非常にのりくりに答弁された。どうも責任を明確にされる意思が

ないのじゃないか。依頼免ということはどういうことなんですか。林天皇は先の生活には心配ないといわれておるじゃないですか。そういうでたらめなことが公然と行われておる。しかも責任の帰趨をのりくくりとしてたまたまないということは、私も一たん問題が起きた以上は国会としても責任があるし、行政当局としては絶対に許すことができないと思うのですが、御所信をお伺いしたい。

○橋本内務大臣 行政の責任ということとは非常に大きな問題でありまして、私は行政の責任を十分負うつもりでございます。今回の事件に関しましては、私も、私は問題が出て参りました際に、世間いろいろに問題はいろいろあるわけけれども、ただうわさで処断するわけには参りませんので、檢察当局なり警察当局なりから聞いた内容に従って、やはり緩急よろしきを得た処断をしつつ、なおまた先へいってこういう問題が起り得べき状態に対しては十分戒心をいたしておる次第でございます。

なお、林公夫の依頼免につきまして、これは私が就任後でございますけれども、その当時は、林公夫が自分でやめたいというので退職の願いを受理したというところでございまして、当時そういったような問題があるのを厚生当局は知らずに処置をいたしたわけでございまして。

○大原委員 行政管理局と会計検査院にお尋ねしたいのですが、厚生省はなれ合い監査もあつて——これは大臣も認めておる、実際にこういう行政の事態を把握できなかった、非常に遺憾である、こういうことを言っておる。し

かしその次の問題については、都知事とあるいは大臣の発言、厚生省の見解についてはいろいろ問題があるけれども、行政管理局は行政監察をやり、あるいは会計検査院は今日までの事態の推移について、監査上あるいは業務執行上、今までのこの問題に関係いたしました問題について、どういふ点を御意見を持っておられるか、一つその二点について両方からお聞かせ願いたい。

○濱野政府委員 大臣がきょうは事故がありますから、私からお答えいたします。

大原さんの指摘されました問題については、まことに残念なことでありまして、組合保険業務につきましてもまだ監察をした経験がないようでありまして、御承知の通り私の方の役所では、国家の委任事務あるいは補助金を交付した等の事務につきましても調査するというにとどまっております。本件の問題のごときは、事務費の一部分を国が補助しておる、こういうだけでございまして、事務費が適正に使われているかどうかというもののだけの監察程度でございます。かりに私の方で監察をし得たといつたにしても、なかなか刑事事件を起した全貌を監察するということは規定の上からはできないわけでございまして、従いまして、まことに遺憾なことでございますけれども、この組合事務の問題は私の方の権限としてはたゞいま申し上げた通りであります。

それからその他の問題につきましても、長官も訓示をあらためていたしております。綱紀の肅正、ことに汚職事件は厳重な態度で監察するように、

こういう指示をしているわけでござい

ます。

○大原委員 今一般の官庁の中には非常にゴルフ熱が盛んであつて、非常に金がかかるといふことで、非常にこれは別にいたしまして、この問題は、地方分権と中央集権が競合して中途半端の形になつておる、こういう旨の中心にこの事件は起きておる。行政管理局としては、単に注意したのが見つかつたのか、訓示をしたといふだけでなしに、私はこれに對しまして行政管理局としては所見があつてしかるべきだと思つておるのですが、いかがですか。

○濱野政府委員 法律上のことで、局長より御答弁した方がいいかと思つておりますが、これはお説の通りであります。確かに旨点がある。身分は国にある、しかも業務上の指揮、監督は地方の公共団体の長がやるというのでありますから、実際そこに一貫した措置がとれなかつた、これは明らかに旨点だと私も思つております。私はこの法制的沿革はよくわかりませんが、これは一本の姿でつくらなければもつとさやかに、しかも効率的に事務の執行がで

きるのじゃないか、従つて不正事件も起らずに済むのじゃないか、この点につきましてもこの機会に検討させていたしたいと思います。

○大原委員 今の、一本の姿というのはどういう意味ですか。これから保険行政その他年金制度についても非常に問題になつて、これに類した問題が出て参ります。そういう年金、保険行政全般について一元的な姿というのは、どういふ内容ですか。

が、過般の厚生年金制度のような問題の場合に、聞くところによると厚生省当局などでは、中央に年金事務局を置き、地方に八局を置き、さらに府県にそれぞれ機関を置き、すっきりした姿で一本の行政を行うというような案もあつたのであります。しかしこれは今の国の財政状態やその他の問題で許されなかつた。このような問題につきましてもいろいろ検討されているわけでございますが、こういう問題が財政上許せるならば、たとえば年金制度の厚生省試案というふうなものもすつきりした姿になるのではなからうか、こういうふうな考へておられるわけでございます。しかしそれは現実の機構並びに運営等につきましてもかなり議論のあるところでございますから、今後よく検討してみたい、こういうわけでござい

ます。

○平松会計検査院説明員 会計検査院は今回の問題に對してどういふ検査をしておつたかという御質問でございますが、検査院の検査の対象となりますのは、御承知のように国の歳入、歳出に關連のある面だけでございまして、ただいま問題になつておりますもののうち、政府管掌でない健康保険組合に關係する分につきましては権限もありませんし、従いまして検査は全然やつておらない状況でございます。従いまして検査院といたしましては、政府管掌の健康保険関係につきましては毎年検査を実施している状況でございますが、健康保険勘定につきましても、この二、三年はとにかくいたしまして、数年前までは赤字であるというふうな状況もございましたので、検査の重点をいたしましたのは、保険料の徴収が適正に行われておるかどうか、それから給付の關係の方も適正であるかどうかというところに重点を置きまして検査を実施いたしております。この結果につきましては、歳入不足の問題、あるいは保険給付の不適正という問題につきましても、二十五年以来毎年の検査報告に掲記されている状況でございます。その検査報告に掲記されております中にも、東京都の問題も載つておる状況でございます。

今申し上げましたように組合管掌の分につきましては権限はありませんし、国費の關係等を伴わない關係をもちまして、検査を実施してございせん。なお今回の問題に關連いたしましてはつきりした内容はわからないにいたしまして、將來事態の判明に従ひまして現在の検査に關連するものが出たといふすれば、十分それらにつきましても検討いたしまして、將來そのような事態の起らないよう未然に防ぐ意味の監督を嚴重にして参りたいと考えます。

○大原委員 今回の不正事件につきましても、厚生大臣と知事の見解も全く違つておる。というのは各都道府県の監察委員会があるけれども、これはほとんど監察していないのです。全部といつていくらい監察していない、そういうふうな私承知しておるのだが、厚生省も政府委員はそういうふうな理解しておりますか。対象内も対象外も含めて一つただしておきたい。保険行政についてです。

〔委員長退席、田中（正）委員長代理席〕

○太宰府府委員 府県に監察委員会というものはあるのでございますが、国

保関係は相当やっておるようでございますが、ただいま問題になっております健康保険組合につきましては、現実の問題としてはあまりやっておらないように聞いております。

○大原委員 業務上の監督や監査については都道府県知事があるのだけれども、これはやっていない。それから厚生省も実態を把握していないで、問題が起きてあとになってわかってきた、こういうのですが、こういうことでは全然手放して何でもできる。勤務上の問題については、東京都知事も言っているように介入できない。もう治外法権だ、保険行政の分野は租界みたいなものだ、そういうことが今までずっと論議された中で言われておる。きょうは都知事にも御出席いただければ明らかにするのだけれども、こういうことは一体どういうことですか。こういう大きな金を扱って将来とも国民健康保険、年金の問題も含んでやっていこうと言っておるのに、こういう態勢で保険行政ができますか。

○橋本國務大臣 健康保険の行政に関しては国の委任事務として都道府県知事に委任しておるのであります。治外法権で監査をさせないということとは法律上も事実の面でもございませぬし、都道府県知事にぜひ職責として委任された仕事についての監査をお願いをいたしたいと考えております。そのつもりでおるわけでありまして、ただ総体的な監督の責任者としていたしまして厚生省としても十分心がけて参るつもりでございます。

○大原委員 それでは一つこの問題は、厚生大臣も事情をお知りになっておらないと思うのだけれども、人事と

予算、予算が業務の一番大きなものでありますが、これは通り抜けるのです。全然都道府県の予算には出てきていないのです。そして日常業務について全然保険課長というものは受け付けないのです。ちゃんと職制としては上役があります。よ。ありまして受け付けていない。それは都知事や各府県の一致した声です。しかもそれじゃ厚生省が自己の責任に基いて監査監察をやっておるかといえ、やっていないのです。あんなに膨大な金を扱う場合に、しかも大きな社会福祉の会計面について中核になるような問題について責任分担を明らかにしなければならぬのに、これがはつきりしておらない。こういうことについて将来健康保険は重大な問題についてやっていこうというのに、私どもは絶対に納得できません。これはあとに問題を一つ残しまして、次にいきなしたいと思います。

○橋本國務大臣 都道府県に委任されております事務の中に、政府管掌の健康保険の仕事をやっていたとします。と、それから組合管掌の健康保険についての監査の問題は、法律上の権能の問題もどこまで立ち入ってやるかというふうないろいろな問題があると思ひます。業務上の責任は都道府県知事にお願ひしておるわけでありまして、そこで今予算のお話もございましたが、この政府管掌の健康保険に關します予算がもうほとんどございまして、組合管掌の健康保険に關します予算というものは、これは不健全組合の補助等のごくわずかなものが出てくるだけでございます。これは都道府県知事にも監督をお願いをいたしておりますが、政府管掌の健康保険の会計に關し

ましては、これは会計検査院の監督もあることとございまして、本省といつたしましても、十分心してやっておりますつもりであります。ただ問題になりまして組合管掌の健康保険の経理の内容の監査の問題につきましては、何分にも相手は大きな大会社でありましたり、あるいは全国的なたとえば薬業組合のようなものであったりいたしまして、これはいろいろな問題があると考へております。結局これは収賄に使われた金といったような、どこから生み出されたかというような点は問題でありまして、被保険者の利益を害するといふような格好で組合から出ておるようでありまして、こうした点を行政監査だけで発見をするためには、よほど大きな組織なりいろいろな点を考へて参らなければならぬと思つておる次第でございます。ただいまの御質問に予算云々等のお言葉がございましたけれども、予算面の問題等は、ただいま申し上げましたように、組合管掌の面に觸れておるものはほとんどございませぬで、今後組合管掌の点についていろいろの不正を防止するために、どこまで手を入れていくかということにつきましては、現在あります法規を正確に運用いたしますために、人事その他十分に心して参りますが、仕組みの問題としては、その間の問題はよほど各方面の御意見等も承わつて検討いたして参りたいと思ひます。

○大原委員 簡単に御質問いたしますが、地方分権と中央集権が競合している。自治法の附則に一行、二行書いてあるのが基礎で、こういう根拠があるわけですが、これを一元化するといふことが責任の分野を明確にする

ために必要だと私は思う。それから労働省関係においては、兼任という措置をとつておることもある。地方事務官と県の吏員を兼任しておる。そういうところもある。これなどはまだ知事の監督が実上及ぶ。人事について発言権がないところに監督を加えようと思つたてでござい。わずかな業務を行うための予算については、大したことはないといつても、この運用の影響するところが大切な点です。だから林田君といわれておるの、実際には厚生省の監督を無能力にしているのではない。この問題はやはり一元化しなければならぬ。これは欠陥は明らかなんです。細振り争い、セクト主義こういう問題が根深なんです。そして育点になっておるのです。私はこの問題については、運営については考慮いたしますといふようなことでは納得できません。

もう一つこの際御質問をいたしておるのですが、国民健康保険の問題ですが、五割の調整金があるわけですね。これは将来選挙やその他のいろいろな問題と関連して、やはり大きな問題になつてくる。原則的にはあなたの方には、政府の説明によりまして経済的な貧困とか災害とか、こういうことを言われたけれども、しかしこれがやはり運営いかんによつてはまだまだ弊害が今のような態勢では起るのじゃないかと思ひます。これはきちんとした、だれが見てもわかるような基準がもうできておるのですか。国民健康保険は実施しようという直前なんです。この点についてちゃんと資料がありますか。

○橋本國務大臣 この調整交付金の問題につきましては、これは特別交付金等に見られますように、地方のいろいろな説明や陳情が要るというふうなことははいけませんので、はつきりした基準によつてきまるようにいたしております。そういうことでこの仕組みについては、十分に最近の資料をとつて、試算を何人もやりながらやる必要があると考へまして、七月以来何段かに分けて手分けをいたしておる。大抵でき上つて参つておると思ひますが、最近の試算の結果を私今はいきり把握いたしておりませんが、そういう方針で大体今までできるつもりです。とやつて参りました。あと政府委員からなお追加説明をいたさせます。

○本郷政府委員 ただいま大臣が御答へ申しましたように、準備が相当進んでおるのであります。私まだ新しいもので、自分の責任上最終的なデータを得たいと思つておりますが、まだ見ておりません。そういう点で、ちよつとお待ちを願ひます。

○大原委員 これは陳情政治のもとになるわけですが、私はこの国民健康保険を年内にでも通そうという心意気があるならば、この資料についても納得できる資料を出していただいて協議が進むようにしてもらいたい。私は協力する意味において要求するので、これは今明日中にできただけの資料を出してもらいたい。国民健康保険の調整金を交付する客観的な基準はどうなつておるのか、どういふふうなことであるのか、こういう点の一つ出していただきたい。

(田中(正)委員長代理退席、委員長着席)

それから最後に、これは廉潔をもつ

て囀る厚生大臣に御質問するのはどうかと思うのですが、しかしやはり厚生行政、保険行政の綱紀を肅正する意味において、疑惑を残してはならぬと思ってお聞きするのです。民生とか保険とか社会、そういうふうな行政は都道府県知事とか、そういう者にとつては一つの政治のスローガンであり、日常活動の一つの基盤なんです。ところが林天皇といわれるのは、あなたの方で転動させることができぬくらい一面においては政治力を発揮しておる。非常に大きな力を発揮しておることは、現実に十年間同じポストにこういふ人がすわつていた、こういうことがはつきり証明しておる。だから私はそういう事態に即して問題を解明するために申し上げるのですけれども、大臣はおそらく東京都知事の安井さんとも親しいし、政治力がどつちがあるか、一つのバロメーターになります。引き續いて予想されておる東さんとも関係が深いと思う。選対委員ということだと思ふ。それで先般のある会合の席上におきまして——厚生大臣の御答弁といひましたし、公人と個人と分けられると思うのですけれども、国民健康保険法案の審議に間接に関係いたしました問題について、相当重大な発言をしておられるように私は聞き及んでおります。特に今回保険行政についてこういう乱脈をきわめた実態が明らかになつたときでもあります。そういう問題についてはもう少し事態をよく調査いたしまして、この点について私は御質問をいたしまして審議いたしたい、こういうふうな考へておりますけれども、そういう厚生行政について廉直をもつて囀る橋本厚生大臣が、そういう

面について、私はこの問題については責任があると思つておる、今回のこの事件については、そういう点について、私はあらゆる点において、非常に大切なときであるので、疑惑を差しさまされる余地のないような行動をとつていただきたい、そういう点を私は特に要望いたしておきます。特に私、今回のこの問題はまだここで締めくくりがついたわけではないので、非常に制度上、機構上、運営上の大問題がありまふ。特にこの業務監督、勤務その他事務処理、そういう問題について、責任の帰趨をさらに明らかにするために、私は委員長に對しまして、東京都知事の都議会における何もありませんので、機会を与えていただいて、そして十分私はこの点について究明をいたしまして、将来根柢から禍根を絶つ、こういう点を進めていくことが国会議員の大きな国会における任務である、そういうふうな考へますので、委員長にそのことを私申し述べておきまして私の質問を終る次第でございます。

○國田委員長 午後二時まで休憩いたします。

午後零時五十二分休憩

午後二時三十五分開議 休憩前に引き續き会議を開きます。

○田中(正)委員長代理 休養前に引き續き国民健康保険法案及び国民健康保険法施行法案の両案を一括議題とし、審査を進めます。

質疑を継続いたします。滝井義高君。

○滝井委員 昨日国民健康保険法と関連のある医療法なり医師法のいろいろ

の用語上の問題点や今後の日本の医療を推進していく上に重要な役割を演ずる機関、保険医療機関、療養取扱機関、そういう機関の概念と申しますか、そういうようなものを御質問をいたしましたのですが、どうも非常に多くの問題点を持つておつて、必ずしも十分に了解がいかなかったのです。きょうは今後日本の皆保険になつていくこの国民健康保険法案の条文上の問題点について政府の見解をお尋ねしたいと思ふのです。

そのまず第一は、この法律の目的を見てみますと、「社会保障及び国民保健の向上に寄与する」こうなつておるわけです。この一条の精神から予防給付というものが出てくるのか、出てこないのかという点、これを一つ御説明願ひたい。

○太宰府府委員 予防給付の問題はひとりで国民健康保険のみならず、他の制度におきましても一つの大きな問題で、私も研究して参らなければならぬと存じますが、ただいまの国民健康保険法の建前といたしましては、さうな面は特に予防給付という形ではつかまえないで、保健施設としてやつて参りたい、かように考へておる次第であります。

○滝井委員 具体的に申しますと、保健施設というと、たとえば直営診療所みたいなものは保健施設になるだろう、あるいは現在の健康保険組合がやつておる海の家、山の家あるいは保養所、こういうようなものは保健施設になると思うのです。海の家や山の家は広義の予防的な施設になると思うのです。しかしもう少し現在の日本の医療制度を考へてみると、患者がいな

れば医者が食えないという制度になつておるわけです。そこでそういう患者がいなければ食えないという制度の中から、乱診乱療というやうな問題も生まれてくる可能性があるわけでありまふ。そこで患者をなくしても食えるというところは、やはり今後皆保険になつていくこの国民健康保険制度というもののの中に、ある程度予防的に医師が活躍をし、そして同時に活躍の過程の中で予防的な給付ができるという姿が出ておらなければ、これは近代的な二十世紀の後半における皆保険をなす法律としては私は不完全じゃないかと思ふのです。そういう意味においてこの法律は新たに書きかえられたにもかかわらず、これは第三十回の臨時国会のときにおいても指摘をいたしましたのが、第一条に相扶共済の精神をのけたのです。相扶共済というものはなるほど少し封建制のにおいのする言葉だという感じがいたしますが、そういう言葉をのけて、そして社会保障、国民健康保険の向上に寄与するのだということにしたのであらうとは思ひます。が、予防給付というものをもう少し打ち出してもいいのじゃないかという感じがするのですが、この点はどう考へてですか。

○橋本國務大臣 私は予防給付の問題は何とかして取り入れて参りたいと思つておりますが、ただ今日国民皆保険をやるとしましては、おくれましの分野に對して国民健康保険の制度を全面的にしたいと考へておる次第でございます。まして、国民健康保険の制度につきましても社会保障制度審議会から御提案もございますように給付率を七

割に上げ、国庫負担を三割に上げるといふことが非常に必要であるにかかわらず、今日財政的にまだ十分でないやうな状態でございます。従ひまして今日のプログラムをいたしましては、医療保障制度審議会を開きまして、いろいろの面の審議をいたして参る中で、保険の内容の改善、しかも治療から予防の方面への発展というものは当然取り入れて参らなければならぬと思つておりますが、当面のプログラムをいたしましては、国民健康保険を新法の程度でできるだけ急速に普及をさせまして、そして同時に国民健康保険の今日提案をいたしておりますもの内容改善をやり、給付率の引き上げ、国庫負担の引き上げ等をやる程度の段階になりましてから、それと並行しながら予防の面を具体的に実施に移す段取りに相なつて参らうかと考へておるのでございまして、それまでの間は結核予防法とか伝染病予防法とかその他の面での仕事を考へて保険へ取り入れるということは大いなる課題ではございますが、その前に多少段取りが必要だと考へております。

○滝井委員 予防給付の問題は、今後の皆保険政策を実施する上において、特に農村の中から農村更生運動の一環として昭和十三年に発展をしてきた、あるいはもちろん健康行政政策ということもありましたが、とにかくそういう農村を基盤に発展をしてきた国民健康保険法が、予防給付というものに大きく眼を開かなければならぬことは私は当然だと思ふわけです。そういう点で、今度の法案が予防給付というものをむしろ第二義的にされていくところにも、やはり一つの問題点があるとい

う感じがいたすので、今のような質問をしたわけですが、これはなお一つ御検討をいただきたいと思ひます。

次にこの法案の三条を見ても「国民健康保険を行ふものとする。」となつてゐるのですが、「行ふもの」となつてゐることは一体どういう意味なのか。行わなければならないということなのか。原則として行ふ場合によつては行わなくてもよろしい、こういうことなんでしょうか。どういふことなんでしょうか。

○太宰府政務委員 この意味は、行わねばならないというふうな意味でございます。

○滝井委員 行わなければならないという氣持だということはわかるのですが、氣持を聞いてゐるのではなくて、「行ふものとする」というのは、一体、行わなければならないという意味と同じなのかどうかという点です。

○太宰府政務委員 同じでございます。

○滝井委員 そうしますと、特別の事情のあるものはやらなくてもいいことになつてゐるのですが、一体特別の事情のあるものというものは、これはどういふことをさして特別の事情のあるものといふことになるのか。

○太宰府政務委員 これは国が皆保険という大きな政策に乘つてこの法律を実施するわけでございますけれども、ただ全国を見てみますと、離島とその他この国民健康保険法の実施に必要な条件が熟さないところがその場合においてあり得る。さういふものは今後皆保険実施に至るまでに私どもの努力で極力解消して参る所存ではありますけれども、万が一さういふようなものが起きました場合においては、そこに義務づ

けるといひましても実効が伴ひませんので、さういふ特殊な事情があります場合に於いては、その場合においてはやむを得ずその手当をいたす、こういうことになるわけでございます。

○滝井委員 特別の事情があるというのは離島など国民健康保険を実施する諸条件が整備しないといふことは、離島という地理的な問題と、財政的に貧弱という財政的な問題と、こういう二つの問題がからまつてゐると思ふのですが、特別の事情があるものといふことをもう少し具体的に条件を示す必要があると思ふのです。そこでこの特別の事情のあるものは厚生大臣の承認を受けて行わなければならないわけですが、従つてこの点も少しはつきりしておいてもらふと、あなたの方の恣意によつてやるところとやらぬところが出てくるのか、あるいはあなたの方が特別の事情はないと言つておつても、実施をする市町村の側において、いや、われわれの方には特別の事情があるんだ、特別の事情があればいいんだといふことで、特別の事情の解釈についていろいろ問題が出てくると思ふ。そこで特別の事情といふものは一体いかなるものか、それを全部あげることができないから特別の事情と書いておると思ふ。しかし今のさういふ離島など条件の整備しないところだといふことになると、貧弱な町村もこれは整備しないところだといふことになる。

あるいはもと大都市のやうなところでも、被保険者を把握しにくい特別の事情があるといふことにもなりかねない。そこでさういふ点をもう少し具体的に、特別の事情があつて、そして厚生大臣が、三十六年の四月一日までに

やらなくてもよろしい、その以後当分の間やなくていいのだといふものなんだ。これは一体どういふ条件なのかといふことが一つと、それから当分の間といふのは——われわれは農地法等で当分の間といふ言葉がよくあるのを見て、当分の間とは何年だと議論した。ところが私、昔農地委員をやつたことがあるのですが、そのときは当分の間とは三、四年、せいぜい五年だといふやうなことで解釈して、たとえば炭鉱用地なんかの取り上げを、当分の間炭鉱用地として認めて、農地の現実の耕作者にそれを与えるといふことから除外する、こういうときは、当分の間といふのは三、四年、せいぜい五年だ、こういうことだつたのです。この当分の間といふことは一体どういふことなのか。さういふ二点について、もう少し明白に御答弁を願ひたいと思ひます。

○伊部説明員 お答え申し上げます。

国民健康保険を行うことが非常に困難だといふ事情につきましては、ただいま滝井委員からお話ございましたように、一つは財政的な理由がございまして、もう一つは、医療機関がない、従つて医療給付を行うことができないといふ場合があると思ひますが、この場合に考へておりますのは、離島等と一応は申しましたが、医療機関がないといふことを考へておるわけでありまして、そこで財政上の問題につきましまして、新法によります財政調整交付金によりまして、保険給付費を保険料負担能力との間に調整ができる。従つて、財政上の理由ではこの特別の事情に該当しない。医療機関がないからである。もちろん、医療機関をいろいろな

施策によりましてこの間に設置をいたしまして、さういふ特別の事情がないようにしなければならぬと思ひますけれども、三十六年四月一日になりまして、いろいろな市町村の事情もございまして、さういふことが解決できないかもしれない。さういふ場合には三項が厚生大臣の承認を受けて適用される。従ひまして、さういふ趣旨から申しますならば、当分の間の期間につきまして三年であるとか四年であるとか、いろいろなこともございまして、うけれども、われわれとしては非常に短かい期間のうちにはさういふ例外規定がないようにいたしたい、かように考へておる次第でございます。

○滝井委員 非常に具体的にさういふ参りました。さうしますと、医療機関がないといふ一つのりつぱなものさしができたのです。現在医療機関のない自治体ですね、無医地区といふことと、健康保険をやる主体である市町村とは少し違ふわけですね。そして市はほとんどある。ない町村といふのはどのくらいあるのでしょうか。医療機関のない町村といふのは私はないのじゃないかといふ感じがするのですが……

○太宰府政務委員 ちよつと詳細は資料がないので、記憶で申し上げますが、町村といひましては案外少ないと思ひます。それは最近町村合併が非常に促進しておりますので、さういふ意味から申しますれば、町村としてでは少ないと思ひます。いわゆる私どもの方で無医地域といふふうな感覚で申しますれば、たしか二百数十カ所くらい残つておるやうに考へております。

○滝井委員 そうしますと、もう少し正確な表現をすれば、医療機関のその市町村における分布の状態が皆保険の

にない手である国民健康保険を実施するに於いては、どうも客觀的に見て適當でないといふ場合においては特別の事情あるものとして、その地区を当分の間国民健康保険を実施しなくてもいい場合に認めていく、さう解釈すれば割合弾力あるやうに思ふのですが、さういふ解釈でよろしうございませうか。

○橋本國務大臣 はなはだ失礼ですが、医療機関がないといふことなんでしょう、さういふことと、町村に医療機関がないといふことは、地区にないといふことと、町村に医療機関がないといふことは違ふのだ。だから、この国民健康保険をやることには、その町村に医療機関がないといふことを一応やはり考へなければならぬ。さうすると町村に医療機関がないといふ場合は非常に少ない、さういふことを私は言つた。さうしますと、それはまさにその通りで、局長さんは、われわれの方としては町村合併等で無医地区といふものはそんなにないのだ。さうすると、特別の事情といふものは、その町村の状態を見て、国民健康保険を実施するだけの普通の医療機関の分布がないのだ、さういふ場合にはこれは方々を得ない事情として、特別の事情として、当分国民健康保険の実施を延ばさざるを得ないだらう、さういふこととに解釈してよろしいか、さういふこととであります。

○橋本國務大臣 わかりました。お説

の通りになるかと思えますけれども、
そういうふうな部分を考えまして、こ
の無医地区の対策をぜひやりたいと考
えております。これは従来やっておた
ように、ただ学費を出したり何かした
のではうまくいきませんので、今日で
は積極的に、あるいは日赤その他の都
市の基幹病院から出すなり、あるいは
郡でまとめた、たとえば国民健康保険
の直営診療病院といったようなもの
がある場合には、その中から分院を出
すとか何とかという形をやりまし
て、かまえて三十五年度中にはそうい
うふうな部分のないようにいたしたい
と考えておりますので、まずもって
さつき例にあげておりました離島あた
り、どうにもちよつと手がつけられ
ぬというふうなよくよくの例外でない
限り、この特別の事情というものの適
用のある場合はないうようにいたしたい
と考えております。

○滝井委員 大体これでわかりまし
た。政府の基本的な方針としては、全
國的に国民健康保険を三十五年度末ま
では実施する。しかしその場合にお
いて、特別な事情というものは、離島以
外はおそらくないことになるだろう、
こういう非常に積極的な意思表示が大
臣によってなされました。一応それ
で承したいと思えます。

そこで次には「国は、国民健康保険
事業の運営が健全に行われるようにつ
とめなければならない。それから都道
府県は「健全に行われるように、必要
な指導をしなければならない。」こと
になっておるわけでございます。健全に
行われるように努めるといふことと、
必要な指導との関係ですが、これは二割
の国庫負担を出し、五分の調整交付金

を出すということだから努めるという
ことになるし、それから県はただ国か
らの――あれは県の行政からいくと国
の委任事務じゃないのです。僕らも
福岡県の県会の中に、これはその当
時の杉本県知事と議論した、これは委
任事務じゃありませんから、補助金は
一切出しませんといつて大げんかをし
たことを記憶しておるのですが、今度
は県知事さんの方は登録等の事務をお
やりになるわけですね。そうして保険
医、保険薬剤師、療養取扱機関の指導
もやるわけなんです。療養の給付に関
する指導をやるわけです。そうする
と、この努めなければならぬというこ
とと、必要な指導をしなければならぬ
という、この国と県との関係ですね。

これは一体どういうことになるので
しょう。さき健康保険組合の問題
がいろいろ出ました。大原君から出ま
したが、やはりこれは一つの行政上の
大きな問題点だと思ふのです。こうい
うように、国の責任とそれから都道府
県の責任が違つてきておりますが、今
度は今までの国民健康保険と違つて、
この新法においては、知事は国にか
わつて登録その他のものをやることに
なると、それから取扱い機関の關係に
ついて申し入れを受け受ける、こうい
う形が出てくる。それから医療協議会
等も知事のものであるわけですね。拒否
するにその議による、そういう關係
が出てきますので、四つの、努めなけ
ればならぬ、指導しなければならぬ関
係、こういふところをもう少しわかり
やすく、あなたの方の氣持をお聞かせ願
いたい。これは局長でかまいません。

○太宰府府委員 「国は、国民健康保
險事業の運営が健全に行われるように
努めなければならない。これは国民
健康保険事業の運営について監督な
いしその他の責任を國として持つ、こ
れがこういう表現で出ておるわけであ
ります。
それから第二項の都道府県と申しま
すのは、これはいわゆる自治体として
の都道府県ということになるものであ
りまして、先ほどちよつとお話があつた
かと思ひますが、都道府県知事とい
うのと違ひまして、これは市町村とい
うような小さな自治体を含んでゐる大
きな意味の段階の都道府県、こういう
ものがその市町村で国民健康保険を行
うにつきて、その大きな立場から指
導をやつてもらう、こういう意味で書
いておるわけでございます。

○滝井委員 そうしますと、健全に行
われるように努めなければならぬとい
うのは、国が国民健康保険の事業につ
いては監督権を持つということだし、
一方都道府県は、都道府県という自治
体として国からいろいろの關係に關する
権限を委任された知事としての立場で
なくて、いわば一つの自治体として指
導していく、こういうことださうです
が、そうしますと、都道府県知事は國
保については監督権がありませんか。
○太宰府府委員 都道府県知事は、國
の機関として國保の事業が健全に行わ
れるように努めなければならぬとい
うことであります。

○滝井委員 そこで都道府県という自
治体と、それからその自治体の首長と
しての知事、これは國の機関ではない
場合があり得る。本来の自治体の首長
の場合があり得る。それから登録の保
險医であるといふことを登録した者に
對して認めたり、あるいは申請を受理

するといふときは、これは國の委任事
務、國の機関としての知事になつてき
ておる。従つてそうすると、都道府県
は国民健康保険事業の運営が健全に行
われるように指導するが、この場合に
は自治体そのものなんです。公選の、
いわゆる自治体の首長としての知事、
それから別に國の機関でいろいろの登
録その他の申請を受理する知事とい
うものの關係に對する關係といふもの
はどうなつて出てくるのかといふこと
なんです。そうすると、都道府県並に
都道府県知事、こういう二つの形がこ
の都道府県という中には含まれてお
るのです。それとも今の太宰さんの御
説明のように、この場合の都道府県
は、自治体としての都道府県だとい
うことになるのですか。どうもそこら
あたりもう少し國との關係をはつきり
しておかないと――実はどうしてこ
ういふ質問をするかと言つと、知事とい
うものは国民健康保険に金は一文も出
していない、縁もゆかりもない存在な
んです。ところが今度は、こういうもの
がはつきりいろいろの法律において療
養取扱機関とか、保険医、薬剤師
の登録の問題が出てくると、知事とい
うものは今までの違つてぐんと前面に
出てくる。そういう点で今までの國民
健康保険における知事は少し違つた
知事がどこか出てこなければならぬ
と思ふのです。そういう点で、どうも
知事といふものが一体いかなる責任を
國民健康保険に持つておるのかとい
ふことが、はつきりやはり総則の中に出
てこなければならぬような感じが私は
するのです。あるいは私はこゝろあた
り法律がしろつたからかもしれませ
んが、何かそんな感じがする。これは

はつきりしておかないと、やはり國民
健康保険組合における都道府県知事と
厚生省との關係、こういうふうなもの
があいまいであるのと同じ關係が出て
くるのです。現在われわれが都道府県
の保險行政を見てみますと、都道府県
における民生部長の立場が、國民健康
保險に對する民生部長の態度と、健康
保險に對する民生部長の態度とは違
います。國民健康保險については、健康
保險よりかすつと抱いた子になつて
おります。健康保險は負うた子になつ
て、國民健康保險は抱いた子になつて
おります。それだけ國民健康保險に
ついて熱意を持つておる。そうしま
す、旧法においてもそういう關係であ
るから、いわんや新法においてはも
と積極的にそういう点が出てこなけれ
ばうそだと思ひます。ここに必要な指
導をしなければならぬというふうな形
がはつきり出て参りますと、今までも
あつたかどうか、ちよつと前の法律を
持つてきておりませんが、そういうこ
とになると、何かそこ今までの違つ
た知事、いわゆる民生知事の立場でも
出てこなければならぬ、そういう面が
出てこなければならぬのじゃないかと
いう感じがしますが、そこらあたりは
厚生省の方で都道府県に對する立場に
對する意思統一が出てこなければなら
ぬ。あすでもけつこうですから、何か
そこらあたりの都道府県と都道府県知
事というものの立場をもう少し私たち
にわかりやすく御説明を願ひたいと思
ひます。これはきょうまでとまつてお
らなければ次回でけつこうです、大事
なことですから……。それで一つ委員
長、次回にそこらあたりの構想をは
つきりまとめて御説明ができるように準

備をしていただきたいと思ひます。

次に、六条の適用除外の問題です。私たは、いゆる健康保険なり船員保険なり共済組合等の被保険者を除くことについては異議はございせんが、被扶養者を除かなければならぬという理由、これを一つ御説明願ひたいと思ひます。

○本府政府委員 これは理論的に申しまして、一つの保険制度というものを実施いたしまして、そこに被保険者あるいは被扶養者というものが対象として出ております限りは、それが他の保険制度とダブるということは、なるべく避けるべきであることはあえて申し上げるまでもないところでございまして。特に二重加入の問題につきましては、その理論的問題のほかにも現実の問題といたしまして、この二重加入になっております方々の受診率というもの、他の場合の二重加入になつていない方の被扶養者の方と比較いたしますと、非常に受診率なり何なりがふくらんでおる、かような点がございまして、さような点からいたしまして、この社会保険制度審議会というようなどころにおきまして、この二重加入の問題というものは早く割り切るべきである、かような御意見もかねがね承わつておりますので、今回こういうことを避けることにいたしましたわけでございます。しかしながら、現在までにそういう二重加入をいたしております方が突如除かれるということになりまして、いかばかりかと思ひますので、施行法の方におきまして大体三十四年の一月一日現在で、すでに被扶養者になつておる人たちは、三十六年の三月三十一日までは一応そのままにして認める

というやうな暫定的な経過措置を置いて、その辺のあれをカバーしたわけでありませう。

○滝井委員 皆保険を実施することになった場合に、できれば一文も金を支払わなくても見れるという形が理想だろうと思ひますが、財政的に日本の大衆は非常に貧しいし、その貧しい大衆を十分に救うだけの国家的な負担というものが社会保険でできないところに、結局機会均等にならないというところ、おそらく二重加入を排除することになるやうな感じがしてゐるんです。

が、これは健康保険の制度と国民健康保険の制度をつき合せることによつて理想の形態を具現しておる形だと思ひます。そういう意味においてこれは理想的な形なんだから、でき得べくんばこういう形をその保険自体がとり得る姿をとることが望ましいと思ひます。時間の関係がありますから、二重加入の問題はそれ以上申しません。

次には六条の八号に、「国立のらい療養所の入所患者その他特別の理由がある者で厚生省令で定めるもの」、こゝうなつておるんですね。らい療養所に入つておれば、それはそれで国の金で見られるから保険は必要ないのだから、そのほかに何か特別な理由があつて、厚生省令で定めなければならぬものは具体的にどういふものがあるんですか。

○本府政府委員 これは現在におきましても、たとえばらい療養所それ自体につきましても、国立のらい療養所のほかに私立のらい療養所というものが数カ所あつたと存じます。あるいはまたこのほかに国立の教護院というやうなものもございまして、さやうなものが特

別の理由があるものという中に入つてくると思ひます。また将来もそういうものがあるいは出てくるかもしれませうので、そういうときの点を考慮して書いたわけでありませう。さらに外国人などもこの中に入つてくるやうになるんじゃないかと思ひます。

○滝井委員 そうしますと、刑務所なんかに入つておるときはこの中に入りませうか。

○伊部説明員 刑務所に入つておる者は、被保険者からは除外いたさないと考えてございませう。

○滝井委員 五十九条で監獄、労働場その他のこれに準ずる施設に拘禁されたとときは保険給付を制限することになつておりますね。そうしますと、これは無期懲役とか懲役十年とか五年とかいろいろ段階があると思ひます。一年くらいのもともあるでしょう。らい療養所に入つておるときは、治療は国が見てくれることになるんですが、刑務所に入つても、これは保険証を使うというわけにはいかない。給付の制限では、その間給付を行わないというところなんです。これはやはり刑務所あたりというもので特別な理由あるものというものは、懲役十年、無期というやうなものはこの中に入れないわけじゃないかと思ひます。この中にいふやうな感じがするのですがね。

○伊部説明員 刑務所に入所しております者につきまして、それをどういふ取扱ひをいたすかというところは、実はいろいろ検討したたのでございませうけれども、刑務所に入つておるときは、非常に臨時的なこととございませうし、それからもちろん今お話の無期懲役の場合等もありますが、それをど

こで引くかということも非常にむずかしい問題でございませう。そこでさらに世帯主が入つたやうな場合におきまして、それが固定資産を持つておるといふやうな場合においては、保険料等の面においてもややこしい問題が起きませうので、ともかく被保険者の中に入れて。しかし刑務所に入つておる間は刑務所の中で医療も行われるわけとございませうので、保険給付は制限する。しかし、今お話のように、もし無期懲役等のやうなケースがございませうれば、これは四十四条あるいは保険料の減免規定等の活用によりまして、実体的には不適当なことが起きないやうに考えて参りたい、こう思つております。

○滝井委員 次に、被保険者の資格を取得した日と、給付を具体的に受けることができる日ですか、資格を取つたからといってすぐ給付ができることとは限らないですね。たとえば何月何日に国民健康保険に入る。そうすると、国民健康保険の被保険者の資格はあります。しかしあなたが具体的にこの保険証を持つて医者に行つてかかれるのは、これから三ヶ月後とございませう。こゝういふのは市町村の条例であることなんです。こゝういふことがあつたといふことは、健康保険の被保険者が解雇される。解雇されたらもう翌日に国民健康保険の被保険者になつて、すぐ治療を受け得ないという場合もあり得るし、それから生活保護の医療扶助を受けておる諸君が、医療扶助が打ち切りになつて、いゆる生活保護者でなくなつた場合もあるし、医療補助だけ車給の場合には、医療扶助を打ち切られたといふ場合に、そこに一つの空間が出てくるわけなんです。その空間というものを皆

保険になつた場合に一体どう考えるのかといふことです。これは私は十日かそこらの短かい、せいぜい一ヶ月くらいの短かいものならいいが、財政的に苦しいといふので町村が、資格を取得するといふのが、言葉が当るかどうかしれませんが、とにかく国民健康保険に入つた。しかし入つてもあなたが医者にかかれるのは、これから三ヶ月後とございませうといふのは、結核患者のやうな非常に重い者が入つてきて、すぐあくる日からかかれるのでは大へんだから、しばらく様子を見ませう。あるいは病気の人が解雇になつて、健康保険が切れて、そこで国保になつてくは、すぐ入つてくると大へんなことになる。こゝういふ関係は、あなた方は今後皆保険のもとでどう処理していくかといふことです。そういう人は、なるほど金がかつたら、生活保護にいけばいいといふことになるかもしれませうが、生活保護にいくまでは、なおまず財産を持つておる。たンスも持つておるしラジオも持つておる。そして今の生活保護法ではラジオも売つてしまいなさい、たンスも売りなさい、こゝうなるから、これじゃ大へんだ、こゝういふ期間があるわけなんです。こゝういふの処理を一体どう今後皆保険のときは政府はされていくのかといふことです。

○伊部説明員 資格取得の時期は、住所取得をした時期でございませう。従つてその日から保険給付を受けられるわけとございませう。この場合事務的には、たとえば被保険者証の交付でございませうとか、いろいろなこととございませうから、あるいは現実には多少おくれ

る、ギャップがあり得るわけでありま
すけれども、いずれにしても療養費の
対象にはなるわけでありま。そこで
ただいま滝井委員からお話のございま
した、市町村によつては転入してから
数カ月間だけは給付を抑えるようなと
ころがあるということがございま。
この点は現在そういう事実がございま
す。それが、たとえば川口市のように
東京都に非常に近接をして国保を始め
る、東京都はいまだ国保を開始してお
らないというような場合におきまして
は、東京都からの医療給付を目的とし
る擬装転入は非常に多い、あるいは多
いおそれがあるのじゃないか。それは
現にそういう規定をなくして初めてそ
ういう結果が生じて、その後そういう
条例を入れた市がございま。従つて
そういうおそれがあると思つたわけだ
ございま。そういう意味合いにおき
まして、こういう条例を設けておきま
す。しかしながら、これは川口市の場
合におきまして、東京都でもし国保
をやれば、医療給付のための転入とい
うことは考えられないわけでありま
す。これは国民皆保険の達成される
までの間の臨時措置と考えるべきもの
じゃないか。従いまして本法の趣旨と
しては第八条、当初説明申し上げまし
たように、その日から資格を取得す
る。ただし施行法におきまして、その
関係に、国民皆保険の達成される昭和
三十六年四月一日までの間に若干の経
過規定を置いておるわけでありま。
施行法第二十四条におきまして「市町
村は、新法第三十六条第一項の規定に
かかわらず、昭和三十六年三月三十一
日までの間は、条例の定めるところに
より、当該市町村の区域内に住所を有

するに至つたため被保険者の資格を取
得した者に対して、当該資格を取得し
た日から起算して六箇月をこえない期
間、当該資格を取得した日前に発した
疾病若しくは負傷又はこれにより発し
た疾病に關し、療養の給付の一部を行
わないことができる。」この規定で参り
ますと、ただいまお話のございました
雇用関係が切れて健保から国保へ移つ
たという場合は、この場合は、この場
合に該当いたしません。従つてその日
から給付をいたす。生活保護の場合に
おいても同様ということに相なりま
す。いずれにいたしましても、この二
十四条の趣旨はただいま申し上げまし
たような趣旨でございま。すので、まわ
りが国保をやつておらぬ、中でぼつと
と始めたというようなケースにのみ当
てはまつていく規定である、こう考え
ておるわけでありま。
○滝井委員 そうしますと、わかりや
すく申しますと、同じ市町村の中にA
という事業場があつて、その事業場で
雇用されておつた。ところがそのとき
には健康保険だつたが、その事業場を
解雇になつてやつた。その解雇になつ
た翌日に市役所に行つて、被保険者の
資格をもらつた。そうすると、もうそ
のもらつた日からこの者は保険証で医
師にかかれる、こう理解して差しつか
えありませんね。
○伊部説明員 ただいまお話の通りで
ございま。
○滝井委員 その関係は生活保護につ
いても同じですね。医療扶助を打ち切
られた、そしてその翌日市役所で国保
の資格をもらつた、こういう場合には
もう直ちに、その翌日なら翌日から被
保険者にずっと続いてなつていくん

だ。こう理解して差しつかえありません
ね。
○伊部説明員 その点もお話の通りで
ありま。
○滝井委員 そうしますと、この法律
が成立すれば、今後条例でそういうも
のを、ある間隔を置くのをやつてい
るのは全部無効になるわけですね。
○伊部説明員 この法律の規定の趣旨
と相違しております。条例は無効になる
わけでありま。
○滝井委員 よくわかりました。
次に、国民健康保険の運営協議会
は、政府が第三十回の国会へ出したも
のは必置制ではなかつたのですが、今
度は義務的に置くことになつた。この
国民健康保険の運営協議会の運営に關
するいろいろ必要な事項は、今度政令
で定めることになつておるわけだ
ね。この構想は一体どういうことにな
るのですか。今までのものと同じよう
な形で、被保険者と公益と療養担当者
の三者構成になつておりました。が、
人数もやつぱり前のような工合の例
記――あれは政令ですか、何か例を示
しておりましたね。ああいう形でいく
ことになるのですか。この運営協議会
の政府の構想を一つお聞かせ願いた
い。
○伊部説明員 現行の運営協議会に關
しましては、運営協議会令という政令
が出ておるわけだございま。これ
によりま。委員の定数は、国民健
康保険を行う市町村の条令で、これを
定める。2、前項の委員の定数が五
人のときは、次の例によるものとす
る。一、被保険者を代表する委員二
人、二、医師、歯科医師又は薬剤師
を代表する委員一人、三、公益を代

表する委員二人、3、第一項の委員
の定数が五人を越えるときは、一人を
増すことに、前項第二号に該当する委
員、同項第一号に該当する委員、同項
第三号に該当する委員の順序によつ
て、これを増すものとする。こういう
ことになつておりますが、今度の政令
におきましても現行の構成を踏襲をし
て参つたらよろしいのじゃないかろうか
と考えておるわけだございま。
○滝井委員 この運営協議会の委員を
三者構成にして、その委員の数がそれ
ぞれ被保険者なり療養担当者なり公益
委員で違ふというところは、一体どうい
う理論的な根拠からきておるかという
ことなんですね。私は、これは国民健
康保険の運営を円滑にするためにこう
いうものができておる、いわばこれは
参謀本部だと思つたのです。それを委員
の数がばらばらだというのは、どうも
おかしいですね。たとえば厚生省に
ある医務協議会というふうなもの、あ
るいは基金の理事と申しますか、ああ
いうものを見ると、それぞれみんな伝
統的に同数を出してきていますよ。と
ころがこの国民健康保険の運営協議会
についてのみばらばらなんですね。私
は実は昔市会議員をやつたときにもこ
の委員になつたことがあるのですよ。
どうしてこう委員の数を違へなければ
ならぬかなと、そのとき考えた。どう
もいろいろ市町村の意向を聞いてみる
と、市町村は医者を非常におそれる状
態がある。医者と契約すると大へんだ
という先入観念があるの、それと同
じような先入観念がこの法律の運営協
議会にも反映したのかなという感じを
実は持つておつたのです。しかし、ま
あその必要はないのじゃないか。むしろ

る門戸を開放し、機会均等で論議をさ
せてみる方がいいんじゃないかという
感じがするんです。何かそこにそうい
う数を違へなければならぬ理論的な根
拠があれば、これはいいのですが、そ
うでなければ、むしろ中央社会保険医
療協議会みたいに、きつと同数を、
公益代表が四人なら四人、被保険者代
表が四人、それから療養担当者の代表
が四人なら四人、こういうようにする
方がよくはないかという感じがするの
です。と申しますのは、今後薬剤師さ
んと申しますか、保険医療機関の人た
ちである保険薬局、ここにいえば国保
を取り扱う薬局になつてくるわけだ
ね、そういうものも新たに入つてくる
ことになりま。これは今までと少し
趣きが違つてくると思つたのです。従つ
て、これはもし国保進展のための重要
な頭脳の役割を演ずる参謀本部だとす
れば、これは広く門戸を開放して、数
を制限しない方がいいのじゃないかと
思つたのです。これは、今後政令を定め
るものですから、今までのものと別
の、新しい観点から出てくるのです
が、大臣、この点はどうお考えになつ
ておりますか。
○橋本国務大臣 立案の過程でこう出
て参りまして、私別に強い意見も持つ
ておらないのでありま。
○滝井委員 強い意見をお持ちになつ
ていないのですけれども、運営協議
会の委員の構成は今までばらばらなの
です。均分に中央社会保険医療協議
会のように、被保険者代表が六人出れば
被保険者代表も六人だというふうな構
成になつていないのです。それを見る
と、一体歴史的にどういうふうによつ
たのでしようか。

の協議ということになるのです。償還を下げる場合はよろしいといっておるのです。全部よろしいといっております。しかし償還を一錢でも上げるといふ場合はだめですよ。市町村が財政的にも裏づけがあるから大丈夫だといつても、がんとして県は聞かない。県が聞かないというのは、結局国の機関の代理としての知事は聞かない、こういう形になっているのですが、これは一体どういふことになるのか。

○大宰府委員 現行法は、確かにお話のように健康保険法びたりをならわないで、そこに若干のゆとりがあったことはその通りでございますが、新法におきましては、これは健康保険法の規定によつて厚生大臣が定めた例によるということにいたしまして、健康保険と同じようにいたすつもりであります。これはまた国民皆保険になって参ります上に、そういう特に国民健康保険自体をその内容を改善していこうと、そういう政府の政策といたしても、そのようにすべきことと存じて、かような規定をいたした次第でございます。

○滝井委員 従つて新法では全部健康保険と同じになるということはわかつたわけです。

次には、ちよつと横道に入りますけれども、最近大分県で丙表というものができておるらしい。甲表、乙表のほかに丙表がある。これは何かと思つたら、保健所の治療というものを県で別々に作つておるらしい。そして保健所は何か一割か二割引きらしいのです。厚生大臣が甲表、乙表と定めたならば、まずその甲表、乙表で計算をして、そしてそのあとで一割なり、二割引くといふのならばわかる。ところが初めの

から二割引きの点数を作っておるらしいのです。こういうことが地方の保険課でできるのかどうかということなんです。市町村が健康保険をやるときには非常に嚴重な——十一円五十銭を十二円五十銭にしても私の方はできますという許可を求めたのに、まかりならぬ。ところが安易な方は今まで許しておいた。今度は安易な方もできぬことになるだろうと思うのです。しかし大事な本家本元のその例によらなければならぬ健康保険で、保険課が勝手に丙表をやっておる。これは館林君のところであつておると思うのですが、どういうことなのでしょう。

○館林説明員 たいだいまの件についてお答え申し上げます。

今お尋ねのございました件につきまして、大分県に照会をいたしておるわけでございます。保健所におきましては、検査を行ひましたり、結核の診断等をいたしておるわけでございます。それらの費用は、建前としては実費に該当する程度のものを徴収することになっておるわけでありまして、大分県のこの事例におきまして、考え方はそのような考え方で作ったもののようにございまして、すなわち保健所の性格として、甲表の二割引きというように考え方で、診療報酬といふか、保健所の取扱の料金の規定をいたしたいと考えて検討したようでありまして、ただ今回の甲表におきましては、初診時基本診療料、再診時基本診療料といふような特殊な形態があるために、これを何割引きというように単純に受け入れて保健所の料金にすることは適当でないというように考え方から、その初診時及び再診時の基本診療料をとら

ないで、それに伴う部分を実費で徴収するというようにいたしておるようでございます。全体としましては甲表に基く料金の八割という扱いにいたしておるようでございます。右の基本診療料をとらないことに伴ひまして、二、三、いわゆる甲表と違つた取扱ひの部分がございますが、考え方は、甲表の二割引きという考え方で料金表が作られておるようでございます。従つてこのような扱ひは、健康保険法四十三条の九の第三項に基きまして、都道府県知事が医療機関と特別な契約を結び得る、こういう考え方であつておるようでございます。

○滝井委員 今大臣お聞きの通りでございます。一体大臣の監督下にある保健所が勝手に自分で別な、いわば丙表みたいなものを作つて、それを、内輪だけならいいのです。これは、請求書というものは基金に出ていくのですから、だから基金の審査員はそんなものは知らないわけですね。審査できない。そのまゝもうこれはやむを得ぬというところでやつて通しておるらしいのです。それならば、やはり私は甲表でやられるならば、甲表で、保健所だつて診療にすれば初診時の基本診療料とつてよろしいし、初診時の基本診療料の百八十円の二割なら二割を引いて、百八十円を請求するけれども、そのうちの幾ら現金を患者からとつたかというところはちゃんと総括表にはあるのですから、そこで自分の方は百八十円の初診料のうち百円しかもらえないのです。百円と、そのほかに二割を引いて、二割は引いたのだからとつたことになつておるわけですね。二割引きと百円、これだけもらひました。そうす

ると簡単な検査料金はとることはできないのですから、検査料を自分で別に、初診時の基本料をとらぬから、この尿の検査というものが引きようがない。だから勝手に作るということにもなりかねない。そうすると独走的なもののできちゃうんです。もし公的な機関である保健所でそんなことができないのなら、各個人も、医者の十人なら十人が寄り集まつて、われわれも公共性があるんだから知事さん交渉してくれといつて団体交渉をやることになりまして、そしてわれわれも一割引きしようというやうな、むちゃな議論をやればそういうこともできることになつておる。それはやつぱり甲表は甲表で請求されて、その中から二割引くという形が——表に出てくるものは、点数は同じ甲表が出てきて、お金の面で二割引いたことを総括表で書いておけばいいのですよ。そうしないと、こういう勝手なことを各県でやられ始めたら大変なことになるのです。私は今館林さんが言われた四十三条の九の三項というのがどういふことになるか知らぬけれども、そういう割引きが自由自在にできるといふことになれば、みんな知事と話し合つていいということになるのです。これだけでもめておる問題にそんなトラブルの種をまかなくていいと思ふのです。これは私は嚴重に言つてやめさせて甲表でいき、甲表の中から二割を引くなら二割を引くようにすべきだと思ふ。そうでないと——

○館林説明員 お尋ねの国立療養所は、普通の診療報酬の請求書と同じ形になつておるわけでございます。御質問のございました大分県が特別にこういうものを結んでおる内容が果して法律上許された範囲であるかどうかということは今検討中でございます。私も報告を得て内容がわかつたやうな次第でございますので、なお検討いたしまして、不適當でございすれば改正させるやうな措置をとりたいと思ひます。

○滝井委員 問題は地方庁がそういうことをやる常識なんです。これは大臣の保険行政に対する威令が行われていない証拠なんです。甲表乙表というのでこんなに中央で議論をしておるのに、甲表をやれといふけれどもおれはきらいだ、保健所はあんなものではないだといふ不信感です。簡単に言えれば……だからこの点は、なるほど四十三条の九の三項でやつてもいいのかもしれないけれども、やつぱりその前に大臣にお伺ひを立てて、こういうものをやりたいと思ふがどうですかと言わなければならぬ。問題になつてから、今度報告をとつてやるというのではいかぬと思ふのです。もう少し行政のえりを正さなければいかぬと思ふのです。

○橋本國務大臣 はなはだ恐縮であります。実はやはりあつちこつちで大臣の威令を疑われる事実がなきにしもあらずだつたやうでありまして御指摘をいただきましたたいだいまのやうなものは、私は非常に不適當だと考えております。これも御指摘のありますやう

に、ほつておきますとあちこちでそれこそばらばらで、いろいろになるかもしれません。さうそく善処いたしまして信頼のできる診療報酬の問題に關する処置のできるやうにいたしたいと考えております。

○滝井委員 まあぜひ一つそういうことの起らないやうにしたいだいたことを御希望申し上げます。次に、これは保険局長に伺ひたいのですが、この十三条三項の解釈ですが、ただし、その者の世帯に同条各号のいづれにも該当せず、かつ、他の組合が行う国民健康保険の被保険者でない者があるときは、この限りでない。といふのはどういふ意味なんしょうか。たとえば、今健康保険法が改正になりまして、女中さんなんか健康保険の被保険者になることはできない、もちろん三親等に限られましたから。昔は女中さんなんか健康保険の被扶養者に入れておつたのです、大ざつぱだつたから。ところが健康保険法改正以来非常に嚴重になつた。そういう意味なんしょうか。これをもうちよつと具体的に、こういう場合だといふことをお答え願ひたいのです。

○伊部説明員 この場合は、新法によりまする組合の組合員は、保険料の負担をする者でございます。それと同時に給付も受けるわけでございますが、このただし書きの場合は、たとえば今のケースで申しますと、女中さんはちよつと違ひますが、一世帯の中で一人だけ健康の被扶養者にはずされた者が残るわけでございます。その一人のためにこの健康の被保険者が組合員になることができるという意味でございます。

○滝井委員 その人が健保の被保険者になることができるというのですか。そうじゃないでしょう。国民健康保険の被保険者でない者があるときは、この限りでない。というのは、この国民健康の被保険者になることができるという意味じゃないですか。

○伊部説明員 たとえば、おふろ屋さんがあるといたしまして、おふろ屋の組合がある、そこでおふろ屋の事業が健康保険の適用があると考へまして、健康保険は五人以上でございますから、その同じおふろ屋にも健康保険に入るおふろ屋さんと国保に入るおふろ屋さんとするわけです。そこで、国保に入るおふろ屋さんが組合を作ったという場合に、その世帯主が健康保険に入るおふろ屋さんは当然組合に入るわけです。ところが世帯主は健康保険に入らず、その奥さんと子供は被扶養者になった、ところが同じ世帯内にたえばおねえさんとかにいさんとかおられて、健康保険の被扶養者にならないという場合において、その健康保険に入っておる世帯主たる健康保険の被保険者たるそのおふろ屋の御主人が、国民健康保険の組合の組合員に、その被扶養者にならない一人のためになることができる。その場合においては組合員になるだけで、被保険者にはその御主人はならない、そういう意味でございませう。

○滝井委員 私は女中さんのことを言つたが、その場合と大体ケースが似ていますね。片一方は組合かどうかというだけのことでございませう。その場合に保険料の徴収の決定の所得は一体どういう工合に見るかということなんです。今言つた、にいさんなりねえさんが無所得だ。従つてそのおふろ屋の組合に入つてゐる弟さんから養われてゐるんだという場合に、ただ単なる組合員になった弟さんの所得をもつて、そのおねえさんの保険料を決定することになるのか。そういう場合の保険料の決定の方式を一体どういう工合にきめるかということなんです。

○伊部説明員 その場合は所得を二分の一に減額をして保険料を課します。

○滝井委員 そうすると、これは組合の場合だつたのですが、私が健康保険の被保険者である、私のうちの女中は国民健康保険の被保険者になるんだ、こういうような場合には、その女中さんの所得が基準になつてやることになるのですか、それとも今言つたように私の所得を基準にして国民健康保険の保険料を決定して、その二分の一が女中さんのものになるのですか。女中さんそのものの所得でいくのですか。世帯主は私です。

○伊部説明員 国民健康保険税法上の世帯は、生計を同一にしておるという事でありますので、ただいまの女中の場合は生計を同一にしておるものでない。従つて女中として単独に被保険者になる、そこでその所得の基礎になりますのは滝井先生の出されるお手当、それだけが所得の基礎になる、こういうことでございませう。

○滝井委員 そうすると前の場合とちよつと違つたわけですね。よくわかりました。次には十七条で、組合を設立しようとするときには十五人以上の発起人が規約を作つて、組合員となるべき者が三百人以上の同意を得て行ふこととなるわけですね。そうするとここに三百

人という数が出てきたわけですね。三百人以上あれば組合の保険経済というものは成り立つという見通しがなければ三百人という数は出てこないと思うのですが、そういう見通しのもとにこれが出てきたものかどうかということなんです。

○伊部説明員 ここで三百人という数が出て参りましたのは、健康保険法におきまして、三百人以上の被保険者があるときは組合を作ることができるといふ規定がございまして、それと平仄を合したわけがございませう。

○滝井委員 行政の実態は、被保険者の数が三百人では、今は健康保険組合の設立を許さないのです。これは保険局長、千人になつてゐるはずなんです。三百人では現在の日本の給与所得者の状態ではとても健康保険組合を作つてもやつていけないというのが厚生省の認識なんですよ。従つて一応原則は千人以上に厚生省の内規が何かでやつておると思うのです。そうしますと、ここでは国民健康保険組合が三百人ちよつとこえればできるといふわけですね。もしそれが、厚生省が健康保険組合でさえも健康保険組合といふのは所得が、少くとも大企業で一定してゐるといふことを意味するので、そうするとこれはいわば同じような業態の人が寄つておるので、必ずしもその所得が非常にいいとは限らない。だからこの三百人というのは、私はもし健康保険に右へならへしておつたならば、この数は少い。少くともこれは千人以上上げるべきではないかという感じがするのですが、これは保険局長、あなたの所管ですが、どうな

るんですか。法律はなるほど三百人になつておるのですが、行政の実態というものは千人になつておるはずですよ。○太宰府政務委員 こういう組合を作ります場合には、当然その組合が必要と運営がうまくいくというところが必要でございませう。知事がその辺のことを十分に調べた上で認可することとをきめるわけがございませう。そこでこの三百人以上云々といふことは、知事に認可申請を出します際の一つの手続に必要な規定でございまして、三百人以上あれば直ちに知事が認可しなければならぬといふことでございませう。それで、そういう手続の意味で、そのような点は健康保険法と一致してできたわけがございませう。もちろん健康保険組合の運営につきましては、申請が出ました後に知事が、果してうまくいくかどうかといふ点については十分審査して認定するわけがございませう。

○滝井委員 これは過渡的なもので、将来認めないことになるのだらうと思ひますので、それ以上申し上げませんが、こういう点はやはり行政の実態というものが非常に變つてきておるので、再考の余地のあるところじゃないかと思ひます。その場合に、この十七条の三項で組合を作る場合に市町村長の意見を聞くことになつておるわけですね。そこでこの意見を聞く場合に、「当該組合の設立によりこれらの市町村の国民健康保険事業の運営に支障を及ぼさない」と認めるとき」となつておるわけですね。組合を作るときは、必ずしもその個々の市町村内部に住んでおる同種の事業の従事者が組合を作るとは限らないわけですね。広くその県下全般の同業者が寄つて組合を作る場合もあり得る

わけですね。そうしますと、十個の市町村に關係をする者が組合を作つた場合には、十人の市町村長の意見を聞いて回る、こういう形になるわけですね。その場合に、一体国がこういう皆保険の政策を打ち出した段階ではどういふことになるかといふと、市町村長といふものは、これはノーですよ。イエスとは言わない。なぜならば、やはり組合でも作つてやろうかといふようなものは、その市町村においても財政的に見れば市民税を納めておる人とか、所得税を納めておるといふ、少しレベルが高くなるかもしれない。そうすると市町村長としてはノーという形になる。そうするとこれは意見を聞くだけになつて、意見を聞いて、市町村長がある市町村長はよろしいと言ふ、ある市町村長はいやだと言ふ、こういうばらばらの場合も出てくるだらうし、全部いやだといふ場合も出るし、全部よろしいといふ場合も出るだらうと思ふ。そうすると知事はやっぱり困るのだらう。それでこういう規定はきつめて民主的でない規定のようにありますけれども、もし組合をほんとうに推進せられようとするなら、何か少し親切味のない条文のような感じがするのですが、こういう条文をお作りになつた意図、それから市町村長の意見がばらばらになつたときには、一体知事はどういふことになるのかといふことです。問題は市町村の国民健康事業の運営に支障を及ぼさぬということによつて、知事は意見を聞いて認可するかどうかをきめることになると思ふのです。この点、あなた方はこの条文の運営をどうお考へになつておるのか。

○本府政府委員 私どもは今後といえども、組合として伸ばしていくに適當なもののごさいましたならば、それはやはり認めていくつもりでございませう。ただし何と申しまして国民健康保険の本体は、市町村が保険者である場合がそうでございまして、その方の市町村の保険事業というものに支障を来たすようなことがありますならば、これは十分に考慮して参らねばならぬ、かように考えておるわけでございませう。さような点からいたしまして、かりにここに一つの組合がぜひ認可をしてもらいたいという申請がありました場合に、おきまして、それに該当いたします市町村の長がどういう意見を持つておるかというふうなことも聞いてみたい。それからもちろんその市町村の意見は、かりにそれが数カ町村になります場合には、必ずしも同一の意見が出てくるとは限らないわけですが、これはやはりその場合におきまして、府県知事が自分の職責として一番是と信ずるところに従つて、これを是非を認可するかどうかということをはきめなければならぬ、こういうふうな仕組みにしておるわけでございませう。

○滝井委員 これはこの条文を具体的に運営をするときの知事の態度なり当該市町村長の態度によつてきまることが、一応この条文の運用は将来の運営を見てからにしたいと思ひます。

次に十九條の二項「組合員の世帯に属する者を包括して被保険者としなことが出来る」という場合は一体どういう場合ですか。

○伊部説明員 第十九條二項の趣旨は、家族を除く、つまり組合員だけが被保険者になるという場合でございまして、現在ございましては看護婦の組合がその例でございませう。看護婦さんだけが入つておる、そういう場合でございませう。

○滝井委員 もう少し具体的に説明してくれませんか「組合員の世帯に属する者を包括して被保険者としなことが出来る」ということは看護婦さんの組合に、看護婦さんの世帯に属するものを全部かけないようにするのだ、こういう意味ですか。

○伊部説明員 そういうことでございませう。その方が業務上あるいは労働条件上都合がよろしいという場合においては、そういう道も開きます、こういうことでございませう。

○滝井委員 次に三十六條の「療養の給付」とところが、診察以下移送までの六つの場合の療養の給付を行うわけですが、その場合に二項で、四号から六号までに定める給付は政令で定める場合と保険者が必要と認める場合に限つて行うことになつておるわけですか。その場合の、四号から六号までを政令で定める場合とは一体どういう場合でございませうか。

○伊部説明員 緊急の場合その他保険者が必要と認める手続をとるものとが、ない場合、政令でそういう場合を包括的に認める、こういう趣旨でございませう。

○滝井委員 そうしますと、入院とか看護、移送という場合には、緊急な場合においては必ず保険者が給付をやるのだということ政令には書いておるわけですか。

○伊部説明員 現在政令はないわけですが、書くといひますればそういうことになると思ひます。

○滝井委員 第三十六條の四号から六号までは、保険者が必要と認める場合に限つて給付を行うわけですね。ところが五号と六号は医師の意見を聞いて行うことになつておるのですね。そうすると四号の病院、診療所への収容と医師の意見を聞かないのですか。むしろ入院というところは、あなたは病院に入つた方がよいのですよと言われることは、保険者よりか医師の意見によつてきめられていくのです。保険者が、君入院したまへといつたつて、お医者さんが入院しないでもよいのですよといへば、患者は入院しないのです。そうすると三十六條の六項では、五号と六号に定める給付は、医師、歯科医師の意見を聞いて行うものとする、これは、聞かなければならぬということなわけです。ところが大事な入院は聞かなくてもよいというふうにしたのは一体どういう理由なのかということなのです。

○伊部説明員 三十六條の三項にございませう。一、号から四号までに掲げる療養は、医師、歯科医師、薬剤師、この場合におきましては医師または歯科医師が担当されるわけでございませう。従ひまして当然医師の意見に基づいておるということが前提になつておるわけでございませう。ところが、五号及び六号に關しましては、これが必ずしも医師の担当するところではない場合もあるわけでございませう。つまり、たとえば移送のケースをとつてみますと、移送は要するに動かすということとございませうから、とにかく盲腸の疑いがある、歩行困難である、そこでほ

うつてはおけないということでお医者さんのところへ連れていくということもあるわけでございませう。従ひまして、その連れていく相手先が、非常に緊急な場合でございませうから、国民健康保険あるいは国民健康保険法でない場合もあり得る。そこで、この場合だけ特に「医師又は歯科医師の意見を聞いて行う」「聞いて行う」といふのは、今申し上げましたようなケースで、聞いてから行なつたものでは間に合わぬわけでありませう。この場合に「聞いて行う」といふのは、事前または事後において意見を聞いてきめる、こういう趣旨でございませう。

○滝井委員 三十六條の三項に療養は医師が担当するのだ、その担当するのは第一項の第一号から第四号までなんだけれど、だから診療から入院まで、一号から四号まで入つておるから、従つて入院だけは当然だからやる必要はないのだという解釈は、それはどうも納得いかないのです。と申しますのは、療養の給付を行うものはだれが行うかという、給付は、先日来論議するやうに、保険者が行う、保険者が給付を行いますと云つてから、初めて療養を担当するのは医師なのです。だから、先に決定がなければ入院というものはできない。給付を行う方が入院をさせます、注射をしてあげます、こう言わなければやれないのです。そうしますと、その必要を認めるのは保険者が認める。そうすると、あとの方の看護や移送は医者が認める。健康保険法においてはそういうことにはなつていないのです。健康保険法は四十三條に「前項第四号乃至第六号ノ給付ハ保険者ガ必要アリト認ムル場合ニ於テ為ス

モノニ限ル但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ」といふやうに四号から六号までは保険者が必要と認める場合に行うだけで、医者の意見なんか聞くことはない。ところがこちら五号と六号は医者の意見を聞く、その二つだけは医者の意見を聞いた、だが一番大事なことだからだけ聞くことにしていいのです。そうしますと、これは結局四号から六号までを保険者が認める場合に、五号と六号と医者の意見を聞いたならば、四号も私は聞いても差しつかえないんじゃないかと思うのです。なぜ入院だけを医者の意見を聞くようにしなかつたか。もし医者の意見を聞くことによって診療費が上るといふ、そういう何か隠れた意図があるというのならば、またそういう御答弁をしてもらへば、それはそれで納得がいくのです。ところが問題は健康保険法の四十三條の立て方とこつちの立て方とが、二項においては四十三條の条文と一致しているのです。新法の二項は一致している。ところが六項といふものは全く違つたものが出てきています。こういうやうに、やはり一つの保険局という同じ局で行う行政、しかもその療養の給付というものが、こういうやうにもの見方が違つてくるといふことは、こういう場合はやっぱり納得がどうもいかぬところがあるのです、非常にこまかいことを言うやうになるのですが、こころあたりが一番大事なことなんです。局長さんは健康保険と国保と両方所管しておる。あなたは国保だけですからわが城を守ればいいが、局長は二つの城にまたをかけて住んでゐるのだから、局長さんの方の意見はどうでしょう。国民健康保険法と

モノニ限ル但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ」といふやうに四号から六号までは保険者が必要と認める場合に行うだけで、医者の意見なんか聞くことはない。ところがこちら五号と六号は医者の意見を聞く、その二つだけは医者の意見を聞いた、だが一番大事なことだからだけ聞くことにしていいのです。そうしますと、これは結局四号から六号までを保険者が認める場合に、五号と六号と医者の意見を聞いたならば、四号も私は聞いても差しつかえないんじゃないかと思うのです。なぜ入院だけを医者の意見を聞くようにしなかつたか。もし医者の意見を聞くことによって診療費が上るといふ、そういう何か隠れた意図があるというのならば、またそういう御答弁をしてもらへば、それはそれで納得がいくのです。ところが問題は健康保険法の四十三條の立て方とこつちの立て方とが、二項においては四十三條の条文と一致しているのです。新法の二項は一致している。ところが六項といふものは全く違つたものが出てきています。こういうやうに、やはり一つの保険局という同じ局で行う行政、しかもその療養の給付というものが、こういうやうにもの見方が違つてくるといふことは、こういう場合はやっぱり納得がどうもいかぬところがあるのです、非常にこまかいことを言うやうになるのですが、こころあたりが一番大事なことなんです。局長さんは健康保険と国保と両方所管しておる。あなたは国保だけですからわが城を守ればいいが、局長は二つの城にまたをかけて住んでゐるのだから、局長さんの方の意見はどうでしょう。国民健康保険法と

モノニ限ル但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ」といふやうに四号から六号までは保険者が必要と認める場合に行うだけで、医者の意見なんか聞くことはない。ところがこちら五号と六号は医者の意見を聞く、その二つだけは医者の意見を聞いた、だが一番大事なことだからだけ聞くことにしていいのです。そうしますと、これは結局四号から六号までを保険者が認める場合に、五号と六号と医者の意見を聞いたならば、四号も私は聞いても差しつかえないんじゃないかと思うのです。なぜ入院だけを医者の意見を聞くようにしなかつたか。もし医者の意見を聞くことによって診療費が上るといふ、そういう何か隠れた意図があるというのならば、またそういう御答弁をしてもらへば、それはそれで納得がいくのです。ところが問題は健康保険法の四十三條の立て方とこつちの立て方とが、二項においては四十三條の条文と一致しているのです。新法の二項は一致している。ところが六項といふものは全く違つたものが出てきています。こういうやうに、やはり一つの保険局という同じ局で行う行政、しかもその療養の給付というものが、こういうやうにもの見方が違つてくるといふことは、こういう場合はやっぱり納得がどうもいかぬところがあるのです、非常にこまかいことを言うやうになるのですが、こころあたりが一番大事なことなんです。局長さんは健康保険と国保と両方所管しておる。あなたは国保だけですからわが城を守ればいいが、局長は二つの城にまたをかけて住んでゐるのだから、局長さんの方の意見はどうでしょう。国民健康保険法と

モノニ限ル但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ」といふやうに四号から六号までは保険者が必要と認める場合に行うだけで、医者の意見なんか聞くことはない。ところがこちら五号と六号は医者の意見を聞く、その二つだけは医者の意見を聞いた、だが一番大事なことだからだけ聞くことにしていいのです。そうしますと、これは結局四号から六号までを保険者が認める場合に、五号と六号と医者の意見を聞いたならば、四号も私は聞いても差しつかえないんじゃないかと思うのです。なぜ入院だけを医者の意見を聞くようにしなかつたか。もし医者の意見を聞くことによって診療費が上るといふ、そういう何か隠れた意図があるというのならば、またそういう御答弁をしてもらへば、それはそれで納得がいくのです。ところが問題は健康保険法の四十三條の立て方とこつちの立て方とが、二項においては四十三條の条文と一致しているのです。新法の二項は一致している。ところが六項といふものは全く違つたものが出てきています。こういうやうに、やはり一つの保険局という同じ局で行う行政、しかもその療養の給付というものが、こういうやうにもの見方が違つてくるといふことは、こういう場合はやっぱり納得がどうもいかぬところがあるのです、非常にこまかいことを言うやうになるのですが、こころあたりが一番大事なことなんです。局長さんは健康保険と国保と両方所管しておる。あなたは国保だけですからわが城を守ればいいが、局長は二つの城にまたをかけて住んでゐるのだから、局長さんの方の意見はどうでしょう。国民健康保険法と

モノニ限ル但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ」といふやうに四号から六号までは保険者が必要と認める場合に行うだけで、医者の意見なんか聞くことはない。ところがこちら五号と六号は医者の意見を聞く、その二つだけは医者の意見を聞いた、だが一番大事なことだからだけ聞くことにしていいのです。そうしますと、これは結局四号から六号までを保険者が認める場合に、五号と六号と医者の意見を聞いたならば、四号も私は聞いても差しつかえないんじゃないかと思うのです。なぜ入院だけを医者の意見を聞くようにしなかつたか。もし医者の意見を聞くことによって診療費が上るといふ、そういう何か隠れた意図があるというのならば、またそういう御答弁をしてもらへば、それはそれで納得がいくのです。ところが問題は健康保険法の四十三條の立て方とこつちの立て方とが、二項においては四十三條の条文と一致しているのです。新法の二項は一致している。ところが六項といふものは全く違つたものが出てきています。こういうやうに、やはり一つの保険局という同じ局で行う行政、しかもその療養の給付というものが、こういうやうにもの見方が違つてくるといふことは、こういう場合はやっぱり納得がどうもいかぬところがあるのです、非常にこまかいことを言うやうになるのですが、こころあたりが一番大事なことなんです。局長さんは健康保険と国保と両方所管しておる。あなたは国保だけですからわが城を守ればいいが、局長は二つの城にまたをかけて住んでゐるのだから、局長さんの方の意見はどうでしょう。国民健康保険法と

健康保険法が違つておるといふことな
んですが。

○本府委員 できまるならば健康
保険法、国民健康保険法とも、こう
いうような面につきましては同じよう
な体制でいくことが私はほんとうは望
ましいと思ひます。しかし今日国民健
康保険法を早急に制定いたしまして、
皆保険体制をぜひとも完遂するとい
う至上命令のもとにおきまして本法案を
提出いたしたわけでありするが、今
日の段階におきましては、ここに出し
ましたようなことが必要であると考え
て出しておるわけでございます。第六
項の件は、給付自体は第二項の方で規
定されておるわけでありする。第六項
の件は、その給付をなします場合にお
いて、この国民健康保険法というもの
の意見を聞いておるひまがないという
ようなことから、さうでないという
医師または歯科医師の意見を聞いて行
なつても差しつかえない、こういうふ
うにいたしたわけでございます。第四
号の給付につきましては、その三項に
ございまして、この療養は医師、
歯科医師、国民健康保険医が担当して
おるわけでありするから、さうな点
からして、第六項の方については第四
号に関する規定を落したものと考へま
す。

○本府委員 その通りで差しつか
えございません。ただ療養の給付とお
話がありましたが、第三項では療養を
医師が担当しているわけでありするか
ら、その辺はちよつと……。

○本府委員 療養を医師が担当するの
で、当然入院の場合は医師の意見を聞
く、だから六項に入れているわけだ、
こう解釈いたします。

○本府委員 その解釈は健康保険の解釈
とは違つたこととす。健康保険で
は、これは高田さんと私の問答です
が、四号から六号までのものは当然医
師の意見を聞くべきだと私は主張し
た。ところが高田さんは当時、これは
保険者が必要と認める場合にやるのだ
というところで、保険者に限つて、医師
の意見を聞く必要がないということの
答弁があつたように記憶しておる、ま
たそういう状態で行政を指導してい
る。これは医療課長、念のためにあな
たの意見を聞いておきたいのですが、
さうでしよう。医師の意見を聞く必要
はない、保険者が決定できるものだ
と思ひます。健康保険についてはさうで
しよう。医師の意見を聞きますか。

○本府委員 入院につきましては、
今日医師の意見に基いて患者に指導し
て入院が行われているわけございま
す。昔は入院について一々保険者の承
認を求める手續をとつておりましたけ
れども、近年その手續をとらずに現
実に入院が行われているわけございま
す。

○本府委員 そうしますと、健康保険
の場合においても医師の意見を聞いて
やる、こういうふうに初めてきようは
統一ができたわけですね。それは一つ
はつきり速記にとどめて、今後関連
のようには、保険局の国民健康保険課
も、それから入院の審査その他をやら
れる医療課もお忘れなくして下さい。
これで本府局長の城は二つとも一本に
なつたことにします。

次に、もう一回念のために新しい国
民健康保険を運営していく療養担当
者なり、保険者なり、被保険者が必要
だと思ひますので、一応本府委員の解
釈をきちんと速記に載せておいていた
だきたいと思ふのですが、それは保険
者は療養の給付を行うわけですね。そ
れから保険医療機関は療養の給付を担
当するわけですね。この違いはどうい
ふことになるのか。これを一つ少しはき
きり御答弁をお願いしたいと思います。

○本府委員 療養の給付と申しま
すのは、保険者对被保険者との間の概
念であります。これは保険法上の概念
でございますが、ただ現物給付でこれ
をいたします場合には、保険者
がこの給付をいたしますために、保険者
さんにお願ひしてやつていただく、こ
れは公法上の委託契約みたいな形にな
ると思ひます。さういふ面からいたし
まして、医療機関は、この場合におき
ますれば療養取扱機関でございます
が、これは療養の給付を担当すると申
しますか、取り扱う、こういうふうな
規定をいたした次第であります。

○本府委員 それから今度の新法では
療養は医師が担当するのですが、療養
を担当するということと、診療に従事
するということは同じことですか、違
うことですか。

○本府委員 いずれの場合におき
まして、その事実行為としての医療
行為をつかまえておるわけございま
すが、健康保険法には診療、調剤とい
うような規定がたしかあつたと思ひま
す。それが主でございますが、医師の
責任において行う医療行為を総称いた
しまして、つまり事実行為としての医
療行為を総称して療養、こういう言葉
でつかまえたわけでございます。

○本府委員 健康保険における診療に
従事するということは、国民健康保険
における療養を担当することと同じな
んですね。実態は同じということ
でしょう。それは違ひますか。

○本府委員 こちらの方が少し広
くなつたように私も考へておりま
す。それは第一項の第一号から第四号
までに定める療養ということになつて
おりまして、「病院又は診療所への収
容」というようなものがやはり医師の
担当ということに相なつております。
さういふことは事実行為としての医療
行為、さういふ意味でつかまえてお
るわけでありする。診療という概念が私
どもも解釈でいきますと、その辺から
いきますとこちらの方が若干広くな
つておる、さういふふうに解釈いたし
ます。

○本府委員 三十六条の四項に「療養
を実施するにつき、必要な措置を講
じなければならぬ」ということになつ
ておるわけですね。これは開設者がやる
ことになるのですが、必要な措置とは
具体的に一体どういうことなんです
か。

○本府委員 これは要するに事実
行為としての医療を担当する者は保険
医でございます。この療養取扱機関の
機関全体をいたしまして、保険医の行

います療養行為を中心にして、いろ
いろなその他の行為と相まちまして、そ
の療養取扱機関としての委託にこた
えることができるわけでありする。さ
ういふ意味から、それに必要ないろ
いろな措置というのは、具体的に申し
すれば人的、物的な設備を整える、あ
るいは給食、看護、さういふような
ものでもやります。同時にそこに働
いております職員、従業員の指導と訓
練、さういふものもろものを総称す
るわけでございます。

○本府委員 そうしますと、その機
関において診療に従事する——「業務
に従事する」とこれはなつております
が、業務に従事する国民健康保険医な
り国民健康保険薬剤師が、このレント
ゲンは悪い、この顕微鏡は古い、国保
の医師として療養を実施するについ
ても欠けたところがある、さうい
うことで強い要求が出てくれば、当然
義務的にそれは取りかえなければなら
ぬ、さういふことなんですね。

○本府委員 義務的に云々とい
うことになると、これは少し場合によ
りまして行き過ぎにならうかと思ひま
す。とにかく療養取扱機関をいたしま
して、保険者の委託にこたえてその責
めを果たす、それに必要な人的、物的
な設備を整えるということとは、当然な
べきことであらうかと存するわけであ
ります。しかしその場合におきまして
も、その中心をなしますものは、そこ
に勤務しておるお医者様、つまり国民
健康保険医の事実上の医療行為である
ところの療養というものがその中心を
なすという意味におきまして、かよう
な規定をいたしたわけでございます。

○本府委員 私が今言ったのは、この

レントゲンがもう古くて悪い、今国立第二病院で起つておるうちに、どうもラジウムの被害が多くて困るのだ、すみやかにこれはやめてもらわなければ医療の遂行ができないのだ、こういう問題なんです。私はそれを当然やらなければならぬのじゃないかと思うのです。国民健康保険の保険医、保険薬剤師に対して必要な措置を講じなければならぬと、こう書いたからには、開設者はやっぱりそれだけの責任を持たなければならぬのじゃないかと思うのです。これは療養担当者が中心になっておるといっても、経済立法なんですから、実際は開設者が中心なんです。それから、その場合における医療法十五条における管理者との関係はどうなるのか。

○本府政府委員 これは医療法の規定を排除する意味は毛頭ございませんで、医療法に規定されておりますがごとく、その医療の面に関しては開設者のかかりに管理者が全責任を持つてやる、こういうことになると思います。

○滝井委員 医療法にはこういう療養を実施するに必要なる措置というものは管理者がやることになっておるのです。ここでは開設者になっておる。こういう具体的な療養上の最高責任を持つ者は、一応病院なり診療所、薬局においては私は管理者だと思ふ。ところがここで開設者が出てきてそういう療養上の問題をやるということは、どういう意味からここに出てきたのですか。

○本府政府委員 ここで開設者が必要な措置を講じます中身にはいろいろなものがございます、経済的なものも中に含まれておるわけでありませう。

○滝井委員 そうしますと、結局薬局

のような意味において、開設者を管理者というふうにかえることはこの際適当ではないわけでありませう。しかしその場合におきましては、事医療に関する面におきましては、ここに開設者と書いておきまして、当然これは医療法の規定というものがございませうので、管理者がそれをやるということ、当然のこととしての話でございます。

○滝井委員 次に、五号の被保険者証を提出することを要しない場合、被保険者が第一号第一号から第四号までに定める給付を受けようとするときは、自己の選定する療養取扱機関に被保険者証を提出して、そのものについて受けるものとします。ただし、厚生省令で定める場合に該当するときは、被保険者証を提出することを要しない。このようにしております。その被保険者証の提出を要しない場合とはどういう場合ですか。

○本府政府委員 たとえて申し上げますと、保険薬局で調剤いたしますような場合に、医師の処方せんを持つていけばそれでよろしい、あえてその際に被保険者証を提出しなくてもいい、こういうような場合がこれに該当するかと思います。

○滝井委員 そういう場合のほかに、たとえば緊急の場合なんというものは入らないのですか。たとえば療養費払というものは保険証を提出しなくてもいいわけですか。保険の給付は現金であつて行われるわけですね。そういう場合は入らないのですか。

○本府政府委員 その場合は入りませう。その場合は療養費払いでやつておるわけでありませう。

○滝井委員 そうしますと、結局薬局

に処方せんを持つていつて薬をもらう、そういう場合には保険証を出さなくてもいいのだ、そうしますと薬局は何によつて被保険者であるということを見ますか。処方せんに被保険者の記号番号、氏名というものを詳しく書きませうか。

○館林説明員 処方せんに記号番号を書いてございませう。

○滝井委員 もし医師が処方せんに記号番号を落しても、これは有効なんですか。書かなくても有効なんですか。医師の出す処方せんに必ずしも記号番号を書かなければならぬことはいわゆる普通の処方せんでもないわけですか。そうしますと薬剤師の方は保険証を見ずに、医師から出てきた処方せんを全部やるということになると、療養担当規程をいかにすると、受診資格の確認というのがあります。保険医薬局、これは全部広義の保険医療機関に入りますが、これは当然確かめなければならぬでせう。そうすると処方せんというものは、必須の条件の記号番号がなくても処方せんとして通用するということですか。そうしますと、今のうちに、薬剤師に行つたときに保険証を提出しなくてもいいということになると、薬剤師というものは大へんなことになるのじゃないですか。

○館林説明員 保険で扱います処方せんは、記号番号を記入することになっておりますので、必ず処方せんに記号番号を書いてございませう。

○滝井委員 そうしますと、その場合は薬剤師は例外なく、保険証を見なくても、処方せんだけで全部保険の請求をやる、こういうことになるわけですね。そうして薬剤師はあとに医師が書

くように、何月何日から何月何日まで薬をやつたということを保険証に書かなくても、処方せんだけで自分の請求書とどういふ被保険者であるという、その処方せんに書いてある記号番号で確認をされることになってやつていく、こう解釈して差しつかえないですか。

○館林説明員 その通りでございます。普通、保険証は医療機関、医師、歯科医師のもとに診療中残つておりますので、それを一々受け取つて処方せんに添えて出すという扱いをいたしませんで、医療機関に残したままで記号番号をもつてこれにかえるという扱いをいたしております。

○滝井委員 普通の医療機関においては、歯を見てもらうときには医師が別にその者に、あなたは資格があるという別の一枚の紙を書いて判を押してあげます。そうすると薬局はそれをしなくてもいいということになると、これは処方せんの偽造といひますか、もし医師が書き忘れたときには、もうそれまでですか。またあとに返つて書いてもらうか何かしなければならぬという問題も出てくるわけですね。これは事務の簡素化のために、それだけが必須の要件だ、処方せんに記号番号さえあれば保険証の代用だ、こういうことを確認をしてはつきりしておけば、またそれでいいと思ひますが、そうすると医療機関の間だけ仮証明を出す、こういう行き方ですね。そういうことは差しつかえないですね、今後ともずっと……。

次は三十九条の四項なのですが、「前三項の場合において、当該医師若しくは歯科医師又は薬剤師が、この法

律の規定により国民健康保険医又は国民健康保険薬剤師の登録を取り消され、二年を経過しないものであるときは、都道府県知事は、第一項の登録を拒み、又は同項の登録があつたものとみなさないこととすることができ、」という、この二年というのは、これは何か根拠があつて持つてきたものですか。それとも健康保険法にこういう規定があるから、この際はこは健康保険法という規定をこのまま入れておこすか。現行法の国民健康保険法はこれはどういうことになっておつたのですか。二年というものを持つてきた理由と、それから今までの国民健康保険法ではどうなつておつたのか、その二点です。

○伊部説明員 二年という数字は健康保険の例によつたものでございませう。医師、歯科医師の登録というものは、この場合以外には当然登録という取扱いになりますので、当然登録されない要件として二年ということを決めたわけでございます。現行法におきましては、市町村長の定める医師、歯科医師、薬剤師その他の者ということになっておりますが、現行法の実際の取扱いは、毎年更新をしておる例が多いようございませう。

○滝井委員 こころあたりは、私非常に健康保険のまねをしてきたという感じがするのですが、大した問題でないから次に進みます。

この三十九条の五項で、保険医、保険薬剤師の登録の取り消しというものが、国民健康保険医や国民健康保険薬剤師の地位に影響を及ぼさないわけですね。この場合に、登録を健保の保険

医や保険薬剤師が取り消された場合に、そのまま影響を及ぼさないことになつておるが、その場合に事務的な手続も何も要らない、こういうふうな理解して差しつかえありませんか。

○伊部説明員 三十九条五項の關係におきましては、事務手続も何も要らない。実は三十九条二項によりまして、申出の受理のときに当該医師、歯科医師または薬剤師につき前項の登録があつたものとみなす、という規定がございますから、その登録があつたとき、その瞬間において別段の申出がない限り、登録があつたものとみなすということに相なります。そこで五項の規定は、本来は念のための規定でございます。五項がなくても、すでに受理のときにみなされておりますから影響を及ぼさないわけでございますが、念のために五項の規定が入つておる、こういうことでございます。

○滝井委員 そうしますと、健康保険が取り消されても五項には影響を及ぼさないし、そのときにまたあらためて事務的な手続は何ら必要としない。それからもう一つお尋ねしたいのは、国民健康保険を取り扱う療養取扱機関、それから国民健康保険医、国民健康保険薬剤師、これらの者は一たび取扱機関となり、一たび登録をしたならば無期限でございませう。

○伊部説明員 無期限でございます。○滝井委員 よくわかりました。次には四十一条で、療養の給付に關して厚生大臣または都道府県知事の指導を、国民健康保険医や国民健康保険薬剤師及び療養取扱機関は受けることになつておるわけですか。この場合健康保険法では、四十三条の七ではつき

り区分をしておるわけですか。保険医療機関及び保険薬局は、療養の給付に關し指導を受けるわけですか。それから保険医、保険薬剤師は健康保険の診療または調剤に關して厚生大臣または都道府県知事の指導を受けるのですか。ところが今回は、四十一条は区分がないのです。療養の給付に關して三者が、保険医、保険薬剤師も療養取扱機関も、国民健康保険法では療養の給付に關して指導を受けなければならない。健康保険は分けたが国保は分けていないのです。これは一体どういうことなのでしょう。

○伊部説明員 この場合の「療養の給付に關し」は非常に広く解釈をしておるわけでございます。そこで国民健康保険医、国民健康保険薬剤師と療養取扱機関とは、それぞれその任務を異にしており、それに関する規則も相違をいたしておるわけでありまして、四十一條の場合におきましても国民健康保険医、国民健康保険薬剤師は具体的

な事実行為としての、つまり保険医、保険薬剤師として守るべき事項に關して、療養取扱機関は取扱機関として守るべき事項に關して指導を受ける、こういう趣旨でございます。この「療養の給付に關し」ということで整理をいたしましたのは、四十六條におきまして療養の給付に關し必要と認めるときは療養取扱機関に對して報告を求め、あるいは国民健康保険医に關しましていろいろなことを聞くことができるという規定があるわけでございますので、その規定の例にならういまして、「に關し」と広く読んでおるわけでございます。

○滝井委員 やはり機関は機関のそれ

ぞれ職務権限があるし、その機関の中で働く医師には医師の職務権限があると思うのです。厚生大臣なり都道府県知事が指導しようとするならば、健康保険でさえも分けてくれたのですから、やはりここらあたりはもう少し親切に条文というものはしてやる必要があると思ふのです。特に今後素朴な医師を対象にしてこういう法律を実施していくわけなんですか、もう少し親切にここらあたりは書く必要があると思ふのです。目の色を変えて条文を読んでもおるわけでも、目の色が變つておるせいかわからないのです。山の

中の澄んだ泉のような目で読むとわかるのかも知れませんが、どうもわれわれにはなかなかわかりかねる。健康保険でさえも「療養の給付に關し」ということは、これは保険医療機関と保険薬局について「関し」であつて、保険医、保険薬剤師は「診療又は調剤に關し」ときちんと区分されておるのです。

ところが何もかも、みそもくも一緒に網をぶつかけて、お前らこれでやるのだといへば、あなた方は便利でしょう。われわれは四十一條で何でもやれるのだということになるならば、保険医は何もかも覚えなければならぬ、こういうことになるのです。なるほど療養の給付に關しては、解釈はこういう工合に、機関は機関のことをやるのだ、それから保険医の方なり保険薬剤師はそれぞれ療養の給付に關する限りはやるのだとおっしゃるけれども、この条文は全部厚生大臣と知事が指導することになつておるわけですか。そういう点、どうもこれは正直にいつてわかりにくいところなんです。

次には四十二條の、療養取扱機関

が善良な管理者と同一の注意をもつてその支払いを受けることに務めたときには、未収金というものは最終的に保険者の責任になる、こういう意味なんですか、その場合の療養取扱機関は善良な管理者と同一の注意を持ったということなんです。普通の場合、善良な管理者の注意をもつてということとはよく言われることなんです。しかし未払いの金を取り立てるのに善良な管理者の注意ということとは一体どういうことか。高利貸しを取り立てるよう

に激しく取り立てることが善良な管理者の注意なのか、それとも窓口一回、三回とやつて来たのに二回、三回も未払いであつた。そのとき、一回目に未払いのとき窓口で払えと言つた。二回目はさらに強く払って下さい、一回目の未払いも払って下さい。三回目に来たときも一回目、二回目をお払いなさいと言つた、それでもなおお払いののだ。これは善良な管理者の注意になるのかならぬのかということなんです。ここらあたりは今後一番争ひの場

合になる場所です。末端にいった場合に、われわれが法律を審議する場合に、善良な管理者の注意をもつてやつたら、これは市町村長さん、あなた方の責任ですぞと言つても、それはもう少し先方がやつてもらわなければ困りますよと言われればそれまでですよ。これはへまをする水掛け論になる可能性がある。ここらあたりの、善良な管理者と同一の注意をもつて支払いを受けることに努めるということとは、一体どういう態度なのか、どの程度の催促をすればいいのか、たとえば善良な管理者と同一の注意というの

を、一、二回催促して、くれないときは、おそらくこれは書留郵便なんかで内容証明つきでやらなければだめだぞという市町村長も出てこないとも限らない。また市町村長と療養担当者との間に争ひの種をまくようなことになつてはいかぬ。従つて、この質疑を通じて政府の見解というものを明白にしておかなければいかぬと思ふのです。これを一つ明白にしてみたいと思ふのです。

○本堂政府委員 療養取扱機関が患者からどの程度にその一部負担金などについて徴収していただくか。これはなかなかいざとなつてむずかしい問題でございます。ここに善良な管理者と同一の注意といふものは、大體民法の規定などから出てくるものが予想せられるのであります。が、しかしそれによりまして、通例はある場合によつては訴訟を起すというぐらゐまでのこともして請求するということが、善良な管理者の注意義務の中に入らうと思ふのであります。この療養取扱機関の場合においては、もちろんそういうところまでは要求しないつもりでございます。その前のどの段階でやるかといふことは、これはなかなか一概には言えませんが、しかしさればといつて、それをそのままにして個々の場合の認定にまかすといふことになりまして、お話のように第一線の方でいろいろその間の摩擦と

いうことも起きようかと存じますので、これは関係の向きともいろいろ相談して、その意見などもよく聞きまして、通牒等ができるだけその基準を明らかにして参りたい、かように考えておるわけでございます。

三〇

○滝井委員 この場合には、機関の側に責任がある場合と被保険者の側に責任のある場合とがある。しかも被保険者の方に責任がある場合には、被保険者自体の家庭の財政状態というものが非常に影響してくると思うのです。従って善良なる管理者の注意をもってやっても、相手方がほんとうに払えなかったのだというときには、なるほど貧しい者には減免規定もあります。もちろん貧しいということは相対的なものです。なかなか認定というものはむずかしい。ボーダー・ライン層が昨年の統計では千百十三万人、二百四十六万世帯、九人に一人の割合で日本にお

るのだ。そうすると、このボーダー・ラインの全部を減免するというのでは、とても保険経済は持ちません。そうすると、何か医師の側における善良なる管理者としての注意を怠るということとは、大体こういうような場合だ、それから相手方、被保険者の側で払えないという認定をする場合には大体こういうような条件の場合なんだというように今太宰さんが言われるように十分に検討して、一つの内規とか何か作ってもらわぬと、これはおそらく争いの争点はここになってくると思う。医師の方が、もう取り立てることはめんどくさい、取り立てなければ患者がうんと来るのだといって、患者の引き寄せのために取り立てないというものが出てくるかもしれぬという意見が質問であった。そういう場合も防止するというところで、善良なる管理者という場合を具体的にどう防止するかということを考えてもらいたいと思うのですが、できればこの法案が通

るまでに、ここで大臣から厚生当局の意見として、最終的に善良なる管理者としての同一の注意を払うという場合の、被保険者側の責めに帰するもの、それから担当者側の責めに帰するもの、なものを、もう少し何とか具体的に、少くとも大ざっぱな線でもいいから示してもらいたいと思うのですが、大臣どうでしょうか。

○橋本國務大臣 実は前からそういうふうなことをせよならぬと考えておったのでありますが、二十九国会に提案いたしました法律がそこまで書いてなしに審議になっておりまして、国会の御注意によりまして先般これが入ったわけでありまして。従ってはまだ恐縮であります。十分に掘り下げた心がまえもできておりませんが現状であります。そこで私は非常に急いで御返事することがいいか悪いか疑問だと思ひますが、今日までも、とにかくまとめる基準がございすならばなるべく早くそれを表明をいたしておりますが、こうした問題でありますから、両三日の期限にとらわれずに、少し幅広く御相談をいたしまして、ほんとうに妥当で実施し得るようなものを、おくれでもまた検討して参りたいと思つております。

○滝井委員 国民健康保険を三十五年末までに実施ができないという特別な事情は、たとえば離島のようなものなんだという程度で私はかまわぬと思うのです。そのくらいに非常に大ざっぱなところでもかまわぬと思いますが、これはできれば一兩日のうちに、この法案が衆議院を通過する最終段階になつて、大臣からでも、大ざっぱに言つてこういうところくらいを中心

考えているという程度でいいと思ひますから、それは最終段階でけっこうです。それから、忘れないように御答弁願ひたいと思ひますが、それはできますか。

○橋本國務大臣 そういたすつもりであります。

○滝井委員 これから四十三条に入るのでありますけれども、明日継続させていただきます。

○田中(正)委員長代理 次回は明十八日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時八分散会

昭和三十三年十二月二十三日印刷

昭和三十三年十二月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局